

**WIPO 調停規則
仲裁規則
簡易仲裁規則
専門家による決定規則
および
WIPO 推奨
紛争処理条項**

Alternative Dispute Resolution

2020

WIPO 調停規則

仲裁規則、簡易仲裁規則

専門家による決定規則

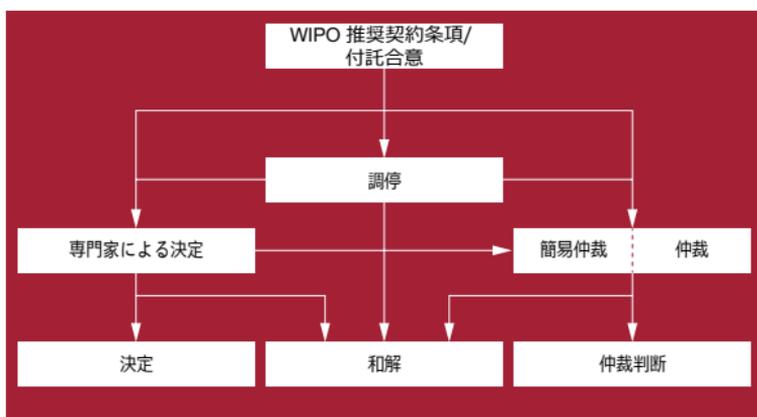
および WIPO 推奨紛争処理条項

目次

はじめに	2
WIPO 調停規則	5
WIPO 仲裁規則	17
WIPO 簡易仲裁規則	59
WIPO 専門家による決定規則	99
各種手数料表	115
WIPO 推奨紛争処理条項	123

はじめに：WIPO ADR 手続

WIPO 仲裁調停センター（以下、「センター」）は、独立的で公正な国際紛争処理機関です。本部はスイスのジュネーブにあり、シンガポールにも支部を持ちます。このパンフレットには、センターで実施する紛争処理手続に関する規則、すなわち、「WIPO 調停規則」、「WIPO 仲裁規則」、「WIPO 簡易仲裁規則」、および「WIPO 専門家による決定規則」が収録されています。¹ センターでは、以下に掲げる裁判外紛争処理（ADR）手続に関し、契約条項、規則、および中立者を提供しています。



- **調停**：調停は、中立的な第三者である調停人の仲介により、当事者間の和解成立を目指す非拘束的な手続です。（調停により和解が成立しなかった場合には、当事者の選択により、仲裁、簡易仲裁、または専門家による決定を併用することができます。）
- **仲裁**：仲裁は、単独または複数の仲裁人に紛争を付託する手続で、仲裁人が下す仲裁判断は拘束力と最終性を有します。（当事者の選択により、仲裁の前に調停または専門家による決定を併用することができます。）
- **簡易仲裁**：簡易仲裁は、短期間・低コストな簡易手続による仲裁です。（当事者の選択により、簡易仲裁の前に調停または専門家による決定を併用することができます。）

1 WIPO 簡易仲裁規則は、WIPO 仲裁規則に、より短期間・低コストで仲裁手続を行うための変更を一部加えたものです。WIPO 仲裁規則とWIPO 簡易仲裁規則の相違点については、このパンフレット収録の「WIPO 簡易仲裁規則」（p. 62-63）に概要が記載されています。

- **専門家による決定**：専門家による決定は、科学技術的な論点または関連する商事的な問題の解決を単独または複数の専門家の決定に委ねる手続です。当事者間に別段の合意がない限り、決定は拘束力を有します。（当事者の選択により、専門家による決定の前に調停あるいは後に仲裁または簡易仲裁を併用することができます。）

ADRに関するWIPO規則は、国際的な紛争解決において第一人者とみなされている専門家によって考案されたものです。紛争解決手続における時間・コストの節減に向けたセンターの取り組みが反映されたこれらの規則は、とりわけ商事紛争や知的財産に関する紛争の解決手続に適したものとして広く認められています。さらに、知的財産紛争の当事者にとって特に重要である秘密保持規定や技術的・実験的な証拠に関する規定が含まれています。またWIPO規則は多言語で提供されています。

センター取扱事件数の概要や（秘密情報部分を除いた）取扱事例については、センターのウェブサイトで（www.wipo.int/amc/en/center/caseload.html）をご覧ください。

紛争処理管理の過程で、センターは、以下に掲げる紛争処理支援サービスを提供します。

- 調停、仲裁、簡易仲裁、または専門家による決定の手続開始を希望する当事者をサポートします（WIPO あっせん）²。
- 当事者が調停人、仲裁人または専門家を選び選任する際に、必要に応じて、商事、知的財産および情報通信技術に関する紛争処理の専門知識を有する各国の中立者2,000人以上が登録されているセンターの名簿を用いてサポートします。
- 関連する手続規則の適用について助言を提供します。
- 最適な通信手段と効率的な手続の実現に留意して、仲裁廷、調停人、あるいは専門家と当事者との間の連絡を仲介します。

2 このサービスの詳細については、<https://www.wipo.int/amc/en/goodoffices/index.html> をご覧ください。

- 当事者が任意で利用できるオンライン申立書³ や WIPO eADR オンライン事件管理ツール⁴ を提供します。
- 当事者がその他の支援サービス（翻訳、通訳、秘書サービス等）を必要とする場合には、当事者による当該サービスの手配をサポートします。
- 当事者および中立者との協議の上で、中立者の手数料を確定します。
- 手続の金銭面に関する事務管理を行います。すなわち、見積もられた費用に基づいた予納金を各当事者から徴収し、中立者の手数料や、必要な場合には通訳などその他の支援サービスや設備の手数料を予納金から支出します。
- 手続がジュネーブの WIPO で行われる場合、会合のための部屋や当事者の控え室を無料で提供します。
- 手続がジュネーブ以外の場所で行われる場合、会合のために適当な部屋やその他必要な設備を当事者が手配する際にサポートします。
- WIPO 手続が効率的かつ迅速に行われることを確保するために必要なその他のサービスや役割を提供します。

センターでは、不正な目的でのドメイン名登録・使用に関する紛争処理手続の管理も行っています。

またセンターは、当事者が、自分たちの商業上の事情や産業上の特性に適した紛争処理の枠組（調停であれ、仲裁であれ、専門家による決定であれ、あるいはドメイン名紛争統一処理方針のようなその他の種類の手続であれ）を検討する際のサポートも行います。

センターおよびセンターの活動に関するより詳細な情報については、www.wipo.int/amc をご覧ください。

3 このサービスの詳細については、<https://ipportal.wipo.int/> をご覧ください。

4 このサービスの詳細については、www.wipo.int/amc/en/eadr/index.html をご覧ください。

WIPO 調停規則

(2020年1月1日より施行)

目次

用語定義	第1条
規則の適用範囲	第2条
調停の開始	第3条-第6条
調停人の選任	第7条-第8条
当事者代理および協議参加	第9条
調停の実施	第10条-第13条
調停人の役割	第14条
秘密保持	第15条-第18条
調停の終了	第19条-第21条
実施手数料	第22条
調停人手数料	第23条
予納金	第24条
費用	第25条
免責	第26条
名誉毀損訴権の放棄	第27条
出訴制限法の下における期間の中断	第28条

調停

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

用語定義

第1条

本規則において、

「調停合意」とは、当事者間で既に発生し、または将来発生するかもしれない紛争について、そのすべてまたは一部を調停に付託する旨の当事者間の合意のことをいう。調停合意は、調停条項を契約の中に盛り込む方式によっても、別個の契約という方式によっても可能である。

「調停人」とは、単独の調停人、あるいは2名以上の調停人が選任されている場合にはそのすべての調停人を含むものとする。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関のことをいう。

「センター」とは、WIPO 仲裁調停センターのことをいう。

文脈によっては、単数形で用いられている用語が複数形の意味を含み、また複数形で用いられている用語が単数形の意味も含むものとする。

規則の適用範囲

第2条

調停合意において、WIPO 調停規則に基づく調停が規定されている場合には、本規則はその調停合意の一部を構成するものとみなされる。当事者が別段の合意をしていない限り、調停の開始日において効力を有する本規則が適用されるものとする。

調停の開始

第3条

- (a) 調停合意の当事者であって、調停の開始を望む当事者側は、センターに対して書面にて調停申立書を提出しなければならない。当該当事者は、同時に相手方当事者に対して調停申立書の写しを送付しなければならない。

(b)調停申立書には次のすべての事項を記載するか、またはこれを記載した文書を添付しなければならない。

(i) 紛争の当事者および調停申立書を提出する側の代理人の氏名および住所、ならびに電話、電子メールその他の連絡方法

(ii) 調停合意の写し

(iii) 紛争内容についての簡単な記述

調停

第4条

(a)調停合意が存在しない場合、紛争を調停に付託することを望む当事者側は、センターに対して書面にて調停申立書を提出しなければならない。当該当事者は、同時に相手方当事者に対して調停申立書の写しを送付しなければならない。当該調停申立書には、第3条(b)(i)および(iii)項に定められた事項と同じ事項が含まなければならない。センターは、当事者による調停申立書の検討を補助することができる。

仲裁

(b)当事者の申立てにより、センターは、当事者による調停申立書の検討を補助するための外部中立者を選任することができる。当該外部中立者は、当事者すべての合意により、紛争の調停人となることができる。この場合においては、第15条から第18条までの規定が準用されることとする。

簡易仲裁

専門家による決定

第5条

調停の開始日は、調停申立書がセンターによって受理された日とする。

第6条

センターは当事者に対して直ちに、調停申立書の受理および調停開始日を書面にて通知するものとする。

手数料・費用

契約条項

調停人の選任

第7条

- (a) 調停人となる者または調停人を選任する別段の
手続について当事者の別途の合意がない限り、
調停人は以下の手続に従って選任されるものとする。
- (i) センターは、各当事者に同一の候補者リストを送付する。リストには、通常少なくとも3名の候補者の氏名がアルファベット順に記載されるものとする。リストには、各候補者の資格に関する記述が記載または添付されるものとする。当事者間で仲裁人の特別な資格について合意のあるときは、リストにはかかる資格を満たす候補者の氏名が含まれるものとする。
 - (ii) 各当事者は、選任に異議ある候補者の氏名を削除する権利を有し、残りの候補者に優先順位の番号を記載しなければならない。
 - (iii) 各当事者は、リストを受領した日から7日以内に、マークを付したリストをセンターに返送しなければならない。その期間内にマークを付したリストを返送しなかった当事者は、リストに現れているすべての候補者に対して同意したとみなされる。
 - (iv) 当事者からのリストの受領後、またはこれがなされないときは前号に定めた期間の経過後、センターは、可及的速やかに、当事者によって表明された優先順位および異議を考慮して、リストから調停人となる者を選任する。
 - (v) 返送されたリストの中に、双方の当事者にとって調停人として受け入れられる者がいないときは、センターが調停人を選任する権限を有するものとする。同様に、センターによる調停人としての招待をその者が受諾することができないかもしくは受諾することを希望しない場合、またはその者が

調停人となることを妨げるその他の理由が存在するように見える場合であって、かつ、リストに双方の当事者にとって調停人として受け入れられる者が残っていない場合にも、センターは調停人を選任する権限を有するものとする。

(b)(a) 項の規定にかかわらず、センターは、(a) 項の手続が当該事件に相当でないとその裁量で判断するときは、調停人を選任する権限を有するものとする。

(c) 調停人として選任された者は、選任を受諾することにより、調停が迅速に実施され得るように十分な時間を割くことにつき同意したものとみなされる。

調停

仲裁

第 8 条

調停人は、中立、不偏かつ独立でなければならない。

当事者代理および協議参加

第 9 条

(a) 当事者は、調停人との協議において、代理人を立て、または補助者を伴うことができる。

(b) 調停人の選任の後直ちに、当事者を代理する権限を与えられた者の氏名および住所、ならびに当事者を補助するために調停人と当事者との協議に参加する者の氏名および地位が、当該当事者により、相手方当事者、調停人およびセンターに対して通知されなければならない。

簡易仲裁

専門家による決定

調停の実施

第 10 条

調停は当事者が合意した方法で実施される。これについて当事者が合意しない場合、かつその限りにおいて、調停人は、本規則に従い調停が実施されるべき方法を決定するものとする。

手数料・費用

契約条項

第 11 条

各当事者は、調停が可能な限り迅速に進められるように、誠意をもって調停人に協力するものとする。

第 12 条

調停人は、自由に各当事者と別個に会合を持ち、あるいは通信することができるものとする。その際、当該会合および通信において提供された情報は、当該情報を提供した当事者の明示の許諾なくしては相手方当事者に開示されないとの、明確な了解があるものとする。

第 13 条

- (a) 調停人は、選任された後可及的速やかに、当事者との協議を経て、調停人および相手方当事者に対する陳述書提出のための日程表を作成するものとする。この陳述書には、紛争の背景や、紛争に係る当事者の利害および主張、ならびに現在の紛争状況に関する要約が記載されるものとする。この陳述書に添えて、調停目的のために当事者が必要であると考えその他の情報や資料、とりわけ争点を明らかにするために必要であると考え情報や資料もまた提出されるものとする。
- (b) 調停人は、調停実施中のいつの時点でも、調停人が有用と考える情報または資料を追加的に提出するように、当事者に示唆することができる。
- (c) いずれの当事者も、いつの時点においても、自らが秘密にしておきたいと考える書面による情報や資料を、調停人のみによる考慮を求めて、調停人に提出することができる。調停人は、当該当事者の書面による許諾なくしては、相手方当事者に対して当該情報ないし資料を開示してはならない。

調停人の役割

第 14 条

(a) 調停人は、自らが適当であると信じるあらゆる方法をもって、当事者間の争点の解決を図るものとする。但し、当事者に対して解決策を強制する権限は何ら有しない。

(b) 調停人は、当事者間の紛争のいずれかの争点が調停による解決になじまないと信じる場合には、紛争状況や当事者間の取引関係にかんがみ、その争点を最も有効かつ安価で実りある解決に導く可能性が高いと考える争点解決手続ないし手段を提案し、当事者の考慮を求めることができる。調停人は、とりわけ次のいずれかの提案をすることができる。

(i) 一つまたは複数の特定の事柄についての、専門家による決定

(ii) 仲裁

(iii) 各当事者による和解最終提案の提出、および調停を通じての和解が成立しない場合、当該最終提案に基づく仲裁の実施。但し、その仲裁手続においては、仲裁廷の任務はいずれの最終提案を採用するか決定に限定される。

調停

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

秘密保持

第 15 条

当事者と調停人との間のいかなる協議についても、一切記録を残さないものとする。

第 16 条

調停に関与する者（とりわけ調停人、当事者、その代理人および助言人、独立の専門家、その他当事者と調停人との協議に出席したすべての者を含む）は調停の秘密を尊重するものとし、当事者および調停人による別段の合意がない限り、調停に関しまたは調停の過程で取得されたいかなる情報をも使用しまたは外部の第三者に開示してはならない。これらの者は

それぞれ、調停に参加するに先だって、適当な秘密保持を確約する旨の文書に署名しなければならない。

第 17 条

当事者間に別段の合意がない限り、調停に参加した者は、調停の終了に際して、当事者により提供されたすべての摘要書、書類およびその他の資料を、写しを保持することなく元の提供者に返還しなければならない。当事者と調停人との協議につき作成された記録類がある場合には、調停の終了時に破棄されるものとする。

第 18 条

当事者間に別段の合意がない限り、調停人および当事者は、裁判手続または仲裁手続において、以下のものを、証拠としてであれその他のいかなるものとしてであれ、提出してはならない。

- (i) 紛争についてのあり得る解決策として当事者により表明されたあらゆる見解または提示されたあらゆる示唆
- (ii) 調停の過程において当事者によりなされたあらゆる承認
- (iii) 調停人によりなされたあらゆる提案ないし表明されたあらゆる見解
- (iv) 当事者が、調停人または相手方当事者によりなされた和解提案を受諾する意思を示したか否かという事実
- (v) 当事者間のあらゆる和解合意。但し、そのような合意の執行のための訴訟その他法律上要求される場合にはこの限りでない。

調停の終了

第 19 条

調停は以下のいずれかの場合に終了する。

- (i) 当事者間の争点の一部またはすべてに関して、当事者が和解合意文書に署名した場合

(ii) 調停における一層の努力によっても紛争が解決される見込みがないと調停人が判断し、調停人がそのように決定する場合

(iii) いずれか一方の当事者が、書面によりその旨を表明する場合

第 20 条

(a) 調停の終了に際して、調停人は速やかにセンターに対して調停が終了した旨を書面で通知し、調停が終了した日付、調停によって紛争解決がもたらされたか否かの事実、解決がもたらされた場合にはその解決が全面的なものか部分的なものかについて示さなければならない。調停人は、センターへの通知の写しを当事者にも送付するものとする。

(b) センターは、調停人による上記通知を秘密裡に保持し、和解合意の執行のための訴訟その他法律上要求される場合を除き、当事者の書面による許諾なくしては、いかなる者に対しても調停の存在について、またその内容について、開示してはならない。

(c) しかしながら、センターは、その活動について公表する集計的な統計データの中に、当該調停に関する情報を含めることができる。但し、そのような情報は、当事者を明らかにし、または特定の紛争状況を明らかにするものであってはならない。

第 21 条

裁判所による求めがある場合、または当事者の書面による許諾がある場合を除き、調停人は、当該紛争対象に関する現在または将来のいかなる手続においても、それが裁判であるか仲裁であるかその他の手続であるかに拘わらず、調停人として以外のいかなる資格においても活動してはならない。

調停

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

実施手数料

第 22 条

- (a) 調停の申立にあたっては、センターに対して実施手数料が支払われなければならない。実施手数料の額は、調停申立日に適用される手数料表に従って決定されるものとする。
- (b) 実施手数料は返還されないものとする。
- (c) 実施手数料が支払われるまでは、センターは調停申立に対していかなる措置をもとらない。
- (d) 調停の申立を行った当事者が、センターからの書面による督促から 15 日以内に実施手数料を支払わなかった場合には、当事者はその調停の申立を取り下げたものとみなされる。

調停人手数料

第 23 条

- (a) 調停人手数料の額および通貨ならびにその支払の方法および時期については、調停人および当事者との協議の上、センターが定める。
- (b) 手数料の額は、当事者および調停人の間で別段の合意がある場合を除き、調停申立ての日に適用される手数料表に定められている 1 時間当たり、もしくは適当であれば 1 日当たりの指標レートに基づき、係争額、紛争内容の複雑さ、およびその他の関連する一切の事情を考慮して計算されるものとする。

予納金

第 24 条

- (a) センターは、調停人の選任に際して、調停の費用（とりわけ、予想される調停人手数料やその他の調停費用を含む）に見合う額を、

前払金として予納するように各当事者に求めることができる。予納額はセンターによって決定される。

(b)センターは、各当事者に追加的な予納金を求めることができる。

(c)当事者が、センターからの文書による督促から15日以内に求められた予納金を支払わなかったときは、調停は終了したものとみなされる。センターは、書面によりその旨を当事者および調停人に通知し、終了の日を示すものとする。

(d)調停終了の後、センターは、受領した予納金についての精算報告書を当事者に提出するとともに、未使用額については当事者に返還し、また不足額については当事者に支払いを求めるものとする。

調停

仲裁

費用

第 25 条

当事者間に別段の合意がある場合を除き、実施手数料、調停人手数料、およびその他の調停費用（とりわけ、調停人に支払うべき旅費や専門家の助言を得るために必要とした費用を含む）は、当事者が均等に負担するものとする。

簡易仲裁

専門家による決定

免責

第 26 条

故意の不法行為による場合を除き、調停人、WIPO およびセンターは、いかなる当事者に対しても、本規則の下で実施された調停に関するいかなる行為または不作為についても責任を負わない。

手数料・費用

契約条項

名誉毀損訴権の放棄

第 27 条

当事者および選任を受諾した調停人は、調停の準備ないし実施の過程において自らまたはその代理人によって使用された書面または口頭によりなされたいかなる陳述あるいは発言をも、名誉毀損、文書による名誉毀損、口頭による名誉毀損、その他これに類する申立を内容とする訴訟の基礎としたり、あるいはこれを維持したりする際に持ち出すことができないものとすることに同意する。本条は、そのような訴えに対する抗弁として援用することができる。

出訴制限法の下における期間の中断

第 28 条

当事者は、準拠法により認められる限りにおいて、出訴制限法またはこれに相当する規則の下における期間の経過が、調停開始日より調停終了日までの間、調停の対象たる紛争に関して中断することに合意する。

WIPO 仲裁規則

(2020年1月1日より施行)

目次

I. 総則規定	第 1 条 – 第 5 条
用語定義	第 1 条
規則の適用範囲	第 2 条 – 第 3 条
通知・期間	第 4 条
センターへの提出が要求される書類	第 5 条
II. 仲裁の開始	第 6 条 – 第 13 条
仲裁申立て	第 6 条 – 第 10 条
申立てへの答弁	第 11 条 – 第 12 条
代理	第 13 条
III. 仲裁廷の構成および設置	第 14 条 – 第 36 条
仲裁人の数および選任	第 14 条
当事者の合意に基づく手続による選任	第 15 条
単独の仲裁人の選任	第 16 条
3 名の仲裁人の選任	第 17 条
多数の申立人または被申立人がいる場合の 3 名の仲裁人の選任	第 18 条
選任がない場合の選任	第 19 条
仲裁人の国籍	第 20 条
当事者と仲裁人候補者との連絡	第 21 条
不偏性・独立性	第 22 条
受任可能性、受諾および通知	第 23 条
仲裁人の忌避	第 24 条 – 第 29 条
任務からの退任	第 30 条 – 第 32 条
仲裁人の交替	第 33 条 – 第 34 条
縮小仲裁廷	第 35 条
仲裁廷の管轄に関する申立て	第 36 条

仲
裁

簡
易
仲
裁

専
門
家
に
よ
る
決
定

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

WIPO 仲裁規則

(2020年1月1日より施行)

目次

IV. 仲裁の実施

第 37 条 – 第 60 条

仲裁廷の一般的権限	第 37 条
仲裁地	第 38 条
仲裁言語	第 39 条
準備会合	第 40 条
請求陳述書	第 41 条
防御陳述書	第 42 条
更なる書面	第 43 条
請求ないし防御の修正	第 44 条
当事者と仲裁廷の間の連絡	第 45 条
参加	第 46 条
併合	第 47 条
暫定的保全措置・請求および費用の担保	第 48 条
緊急救済手続	第 49 条
証拠	第 50 条
実験	第 51 条
現地視察	第 52 条
合意の上での手引書および模型	第 53 条
営業秘密およびその他の機密情報の開示	第 54 条
審問	第 55 条
証人	第 56 条
仲裁廷による専門家の選任	第 57 条
懈怠	第 58 条
審理の終結	第 59 条
権利放棄	第 60 条

WIPO 仲裁規則

(2020年1月1日より施行)

目次

V. 仲裁判断およびその他の決定 第 61 条 – 第 68 条

紛争の実体、仲裁および仲裁合意の準拠法	第 61 条
通貨および利息	第 62 条
議事決定	第 63 条
仲裁判断書の記載事項と送付	第 64 条
最終仲裁判断書の交付の期限	第 65 条
仲裁判断の効力	第 66 条
和解またはその他の終結事由	第 67 条
仲裁判断の訂正および追加仲裁判断	第 68 条

VI. 手数料および費用 第 69 条 – 第 74 条

センター手数料	第 69 条 – 第 70 条
仲裁人手数料	第 71 条
予納金	第 72 条
仲裁費用に関する判断	第 73 条
当事者の負担した費用に関する判断	第 74 条

VII. 秘密保持 第 75 条 – 第 78 条

仲裁の存在に関する秘密保持	第 75 条
仲裁手続中になされた開示の秘密保持	第 76 条
仲裁判断書の秘密保持	第 77 条
センターおよび仲裁人による秘密の維持	第 78 条

VIII. 雑則 第 79 条 – 第 80 条

免責	第 79 条
名誉毀損訴権の放棄	第 80 条

仲
裁

簡
易
仲
裁

専
門
家
に
よ
る
決
定

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

I. 総則規定

用語定義

第1条

本規則において、

「仲裁合意」とは、当事者間で既に発生し、または将来発生するかもしれない紛争について、そのすべてまたは一部を仲裁に付託する旨の当事者間合意のことをいう。仲裁合意は、仲裁条項を契約の中に盛り込む方式によっても、別個の契約という方式によっても可能である。

「申立人」とは、仲裁を申し立てる当事者をいう。

「被申立人」とは、仲裁を申し立てられた者であって、仲裁申立書にその者として記名された者をいう。

「仲裁廷」とは、単独の仲裁人、あるいは2名以上の仲裁人が選任されている場合にはそのすべての仲裁人を含むものとする。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関のことをいう。

「センター」とは、WIPO 仲裁調停センターのことをいう。

文脈によっては、単数形で用いられている用語が複数形の意味を含み、また複数形で用いられている用語が単数形の意味も含むものとする。

規則の適用範囲

第2条

仲裁合意において、WIPO 仲裁規則に基づく仲裁が規定されている場合には、本規則はその仲裁合意の一部を構成するものとみなされる。紛争は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁の開始日に効力を有する本規則に従って解決されるものとする。

第3条

- (a) この規則は仲裁に適用される。但し、この規則のいずれかの条項が、仲裁に適用される法律であって、かつ、当事者がこれを潜脱することのできない法律の規定と抵触するときは、その法律の規定が優先するものとする。
- (b) 仲裁に適用される法律は、第61条(b)項に従って定められる。

通知・期間

第4条

- (a) この規則に基づいて可能または必要とされる通知その他の通信は、書面によって行われるものとし、速達の郵便もしくは宅配便または電子メールその他の記録を残せるテレコミュニケーション手段によって交付されなければならない。
- (b) 当事者による宛先の変更の届出がないときは、もっとも直近に知りえたその当事者の住所または営業所の所在地が、通知その他の通信のための有効な宛先とみなされる。通信は、いずれにせよ指定された方法で、またそのような指定がないときは当事者間の交渉の過程で行われていた慣行に従って、当事者に対して行うことができる。
- (c) 期間の開始日の確定については、通知その他の通信は、本条(a)および(b)項に従ってそれが配達された日に受領されたものとみなす。
- (d) 期間の遵守の決定については、通知その他の通信は、それが本条(a)および(b)項の規定に従って期間満了の日以前または期間満了日に発送されているときは、送付されまたは送信されたものとみなす。
- (e) この規則における期間の計算については、期間は通知その他の通信が受領された翌日から開始するものとする。この期間の末日が、名宛人の住所または営業の所在地における公休日また

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

は休業日であるときは、期間はそれに続く最初の営業日まで延長される。期間の進行中に生じる公休日または休業日は、期間の計算に含まれる。

- (f) 当事者は合意の上で、第11条、第15条(b)項、第16条(b)項、第17条(b)項、第17条(c)項、第18条、第19条(b)項(iii)、第41条(a)項および第42条(a)項で定める期間を短縮または延長することができる。

- (g) センターは、一方当事者の申立てによりまたは職権で、第11条、第15条(b)項、第16条(b)項、第17条(b)項、第17条(c)項、第18条、第19条(b)項(iii)、第69条(d)項、第70条(e)項および第72条(e)項に定める期間を延長することができる。

センターへの提出が要求される書類

第5条

- (a) センターが仲裁廷の設置を通知するまでの間、この規則によって要求されまたは許されているすべての陳述書、通知およびその他の通信は、当事者によってセンターに提出されるものとし、同時に、その写しが、その当事者によって相手方当事者に対しても送付されなければならないものとする。

- (b) センターに送付すべきすべての陳述書、通知およびその他の通信は、選任予定の仲裁人に1部ずつ配布しまたセンターに1部配布するのに必要な部数の写しが送付されなければならないものとする。

- (c) センターが仲裁廷の設置を通知した後は、すべての陳述書、通知およびその他の通信は、当事者によって直接仲裁廷に提出されるものとし、同時にその写しとその当事者によって相手方当事者に提供されるものとする。

- (d) 仲裁廷は、仲裁廷が行った命令およびその他の決定の写しをセンターに送付しなければならない。

II. 仲裁の開始

仲裁申立て

第 6 条

申立人は、センターおよび被申立人に仲裁申立書を送付しなければならない。

第 7 条

仲裁の開始日は、仲裁申立書がセンターによって受理された日とする。

第 8 条

センターは、申立人および被申立人に対して、仲裁申立書を受理したことおよび仲裁の開始日を通知しなければならない。

第 9 条

仲裁申立書には、次のすべての事項を記載しなければならない。

- (i) 紛争が WIPO 仲裁規則に基づく仲裁に付託される旨の申立
- (ii) 当事者および申立人の代理人の氏名および住所、ならびに電話、電子メールその他の連絡方法
- (iii) 仲裁合意の写し、または別個の準拠法選択条項があるときはその条項の写し
- (iv) 紛争の性質および状況に関する簡単な説明。紛争に関係する権利および財産ならびに紛争に関係する技術に関する指摘を含む。
- (v) 求める救済に関する陳述、および可能な限りにおいて、請求額の表示

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

- (vi) 第 14 条から第 20 条までの規定に定める仲裁人の指名、または申立人が当該規定との関連で有用と考える意見

第 10 条

仲裁申立書には、第 41 条に定める請求陳述書を添付することができる。

申立てへの答弁

第 11 条

被申立人は、申立人の仲裁申立書を受領した日から 30 日以内に、センターおよび申立人に対して申立答弁書を送付しなければならない。この申立答弁書には、仲裁申立書におけるすべての事項に対する意見を記載するものとし、また反対請求あるいは相殺の主張を記載することもできる。

第 12 条

申立人が第 10 条の規定に基づいて仲裁申立書に請求陳述書を添付しているときは、申立答弁書に第 42 条に定める防御陳述書を添付することができる。

代理

第 13 条

- (a) 当事者は、自己の選択によって、とりわけその者の国籍および職業資格にかかわらず、代理人を立てることができる。代理人の氏名および住所ならびに電話、電子メールまたはその他の連絡方法は、センター、相手方当事者および仲裁廷が既に設置された後は仲裁廷にも通知されなければならない。
- (b) 各当事者は、その代理人が迅速に仲裁を遂行するに足りる十分な時間を確保するものとする。
- (c) 当事者は自己の選択による補助者を伴うことができる。

III. 仲裁廷の構成および設置

仲裁人の数および選任

第 14 条

- (a) 仲裁廷は、当事者によって合意された数の仲裁人によって構成されるものとする。
- (b) 当事者が仲裁人の数について合意していないときは、センターが、その事例のすべての状況を考慮して、その裁量により、3名の仲裁人で構成された仲裁廷が適当であると決定した場合を除いて、仲裁廷は単独仲裁人により構成されるものとする。
- (c) 当事者による第 16 条、第 17 条および第 18 条に基づく仲裁人の選任は、第 22 条および第 23 条の要件が満たされていることを条件に、センターにより確認されなければならない。当該選任は、センターの当事者に対する通知をもって効力を生じるものとする。

仲
裁

当事者の合意に基づく手続による選任

第 15 条

- (a) 当事者が、仲裁人選任の手続について合意しているときは、その手続に従うものとする。
- (b) 仲裁廷がかかる手続に従って当事者の合意した期間内に設置されないとき、または期間に関する合意がなく仲裁開始から 45 日以内に仲裁廷が設置されないときは、仲裁廷は、第 19 条の規定に従って場合に依り設置または完成されるものとする。

簡
易
仲
裁

専
門
家
に
よ
る
決
定

単独の仲裁人の選任

第 16 条

- (a) 単独の仲裁人が選任されるべき場合であって、当事者が選任の手続に合意していないときは、

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

単独の仲裁人は当事者が共同して指名するものとする。

- (b) 単独の仲裁人が当事者の合意した期間内に指名されないとき、または期間に関する合意がなく仲裁開始から 30 日以内に仲裁人が指名されないときは、単独の仲裁人は第 19 条の規定に従って選任されるものとする。

3 名の仲裁人の選任

第 17 条

- (a) 3 名の仲裁人が選任されるべき場合であって、当事者が選任の手續に合意していないときは、仲裁人は本条に従い選任されるものとする。
- (b) 申立人は、仲裁申立書の中で、1 名の仲裁人を指名しなければならない。被申立人は、仲裁申立書を受領した日から 30 日以内に、1 名の仲裁人を指名しなければならない。当該 2 名の仲裁人は、第 2 の仲裁人の選任後 20 日以内に、仲裁廷の長である仲裁人となる第 3 の仲裁人を指名しなければならない。
- (c) (b) 項の規定にかかわらず、第 14 条 (b) 項の規定に基づくセンターの裁量権の行使の結果として 3 名の仲裁人が選任されるべきときは、申立人は、仲裁廷が 3 名の仲裁人によって構成される旨のセンターの通知を受領した後 15 日以内に、センターと被申立人に通知することによって、1 名の仲裁人を指名しなければならない。被申立人は、上記の通知の受領後 30 日以内に 1 名の仲裁人を指名しなければならない。当該 2 名の仲裁人は、第 2 の仲裁人の選任後 20 日以内に、仲裁廷の長である仲裁人となる第 3 の仲裁人を指名しなければならない。
- (d) 前各項に規定する期間内に仲裁人が指名されないときは、仲裁人は第 19 条の規定に従って選任されるものとする。

多数の申立人または被申立人がいる場合 の3名の仲裁人の選任

第18条

- (i) 多数の申立人および / または多数の被申立人がおり、かつ、
- (ii) 3名の仲裁人が選任されるべき

場合には、場合に応じて、多数の申立人は、仲裁申立書において共同で1名の仲裁人を指名し、および / または多数の被申立人は、仲裁申立書の受領の日から30日以内に共同で1名の仲裁人を指名するものとする。所定の期間内に共同指名がなされないときは、センターが1名または両方の仲裁人を選任することとする。当該2名の仲裁人は、第2の仲裁人の選任後20日以内に、仲裁廷の長である仲裁人となる第3の仲裁人を指名しなければならない。

仲
裁

選任がない場合の選任

第19条

- (a) 一方の当事者が、第15条、第17条または第18条に定められた仲裁人の指名をしないときは、センターは直ちに仲裁人を選任するものとする。
- (b) 第15条、第16条、第17条または第18条の規定による単独または仲裁廷の長である仲裁人が選任されないときは、その選任は以下の手続によって行われるものとする。
 - (i) センターは、各当事者に同一の候補者リストを送付する。リストには、通常少なくとも3名の候補者の氏名がアルファベット順に記載されるものとする。リストには、各候補者の資格に関する記述が記載または添付されるものとする。当事者間で仲裁人の特別な資格について合意のあるときは、リストにはかかる資格を満たす候補者の氏名が含まれるものとする。

簡
易
仲
裁

専
門
家
に
よ
る
決
定

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

- (ii) 各当事者は、選任に異議ある候補者の氏名を削除する権利を有し、残りの候補者に優先順位の番号を記載しなければならない。
 - (iii) 各当事者は、リストを受領した日から20日以内に、マークを付したリストをセンターに返送しなければならない。その期間内にマークを付したリストを返送しなかった当事者は、リストに現れているすべての候補者に対して同意したとみなされる。
 - (iv) 当事者からのリストの受領後、またはこれがなされないときは前号に定めた期間の経過後、センターは、可及的速やかに、当事者によって表明された優先順位および異議を考慮して、リストから単独または仲裁廷の長である仲裁人となる者を選任する。
 - (v) 返送されたリストの中に、双方の当事者にとって仲裁人として受け入れられる者がいないときは、センターが単独または仲裁廷の長である仲裁人を選任する権限を有するものとする。同様に、センターによる単独または仲裁廷の長である仲裁人としての招待をその者が受諾することができないかもしくは受諾することを希望しない場合、またはその者が単独もしくは仲裁廷の長である仲裁人となることを妨げるその他の理由が存在するように見える場合であって、かつ、リストに双方の当事者にとって仲裁人として受け入れられる者が残っていない場合にも、センターは単独または仲裁廷の長である仲裁人を選任する権限を有するものとする。
- (c) (b) 項の規定にかかわらず、センターは、(b) 項の手続が当該事件に適當でないとその裁量で判断するときは、単独または仲裁廷の長である仲裁人を選任する権限を有するものとする。

仲裁人の国籍

第 20 条

(a) 仲裁人の国籍についての当事者の合意は、尊重されなければならない。

(b) 単独の仲裁人または仲裁廷の長である仲裁人の国籍について当事者が合意していないときは、特別な資格を有する者を選任する必要があるなどの特別の事情がない限り、その仲裁人は、当事者の国籍と異なる国籍の者でなければならない。

当事者と仲裁人候補者の間の連絡

第 21 条

いかなる当事者あるいはその代理人も、一方的に、仲裁人の選任に関して仲裁人候補者と連絡をとってはならないものとする。但し、仲裁人候補者の資格、受任可能性あるいは当事者との関係における独立性について論じる目的の場合はこの限りではない。

仲裁

不偏性・独立性

第 22 条

(a) 各仲裁人は不偏かつ独立でなければならない。

(b) 仲裁人予定者は、選任を受諾する前に、当事者、センターおよび既に選任されている他の仲裁人に対して、仲裁人の不偏性または独立性に関して正当な疑いを招くおそれのあるすべての状況を開示するか、あるいはそのような状況がないことを書面において確認しなければならない。

(c) 仲裁のいずれの段階においても、仲裁人の不偏性または独立性に正当な疑いを招くおそれのある新しい状況が生じた場合には、仲裁人は速やかにその状況を当事者、センターおよび他の仲裁人に開示しなければならない。

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

受任可能性、 受諾および通知

第 23 条

- (a) 各仲裁人は、 選任を受諾することにより、 仲裁を迅速に遂行し完了させるのに十分な時間を割くことにつき同意したものとみなす。
- (b) 各仲裁人予定者は、 書面によって選任を受諾し、 その受諾をセンターに通知しなければならない。
- (c) センターは当事者に対し、 仲裁廷を構成する各仲裁人の選任および仲裁廷の設置を通知するものとする。

仲裁人の忌避

第 24 条

- (a) 仲裁人は、 その不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせる状況が存在する場合、 当事者により忌避され得る。
- (b) 当事者は、 自らが指名しあるいは指名に同意した仲裁人については、 指名後に明らかになった理由に基づいてのみ忌避し得る。

第 25 条

仲裁人を忌避する当事者は、 センター、 仲裁廷および相手方当事者に、 当該仲裁人の選任通知後 15 日以内に、 あるいは仲裁人の不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせると自らが認める状況を認識してから 15 日以内に、 忌避理由を記載して、 通知書を送付しなければならない。

第 26 条

仲裁人が一方当事者によって忌避された場合、 相手方当事者は、 当該忌避に反論する権利を有し、 この権利を行使する場合は、 第 25 条に規定する通知を受けた日から 15 日以内に、 センター、 忌避を申し立てた当事者、 および選任された仲裁人に対して、 反論の写しを送付するものとする。

第 27 条

仲裁廷は、裁量により、忌避が申し立てられている間、仲裁手続を中断させ、または継続させ得る。

第 28 条

相手方当事者は、忌避に同意することができ、あるいは仲裁人は、自発的に退任し得る。いずれの場合においても、仲裁人は、忌避の根拠が有効であるという含みなく交替するものとする。

第 29 条

相手方当事者が忌避に同意せず、かつ、忌避を申し立てられた仲裁人が自発的に退任しない場合、忌避に関する決定はセンターがその内部手続に則って行うものとする。このような決定は手続的性質のものであり、最終である。センターは、その決定について理由を述べることを求められることはない。

任務からの退任

第 30 条

仲裁人は、自らの申請に基づき、当事者の同意またはセンターの判断により、仲裁人を退任することができる。

第 31 条

仲裁人からの申請の有無にかかわらず、当事者は共同して仲裁人を解任することができる。当事者はその解任をセンターに速やかに通知しなければならない。

第 32 条

仲裁人が、法律上あるいは事実上、仲裁人としての義務を果たせなくなった場合、あるいは果たさない場合、センターは、当事者の申立てまたは自らの判断により、仲裁人を解任することができる。この場合、当事者は解任に関して自らの意見を明らかにする機会を与えられなければならない。第 26 条から第 29 条までの規定が準用されるものとする。

仲裁人の交替

第 33 条

- (a) 必要な場合はいつでも、後任の仲裁人が、交替する仲裁人の選任に適用された第 15 条から第 19 条までに規定される手続に従って選任されなければならない。

- (b) 当事者により指名された仲裁人が、指名の時点で当該当事者が知っていたあるいは知りうべきであった理由によって忌避され、忌避が認められた場合、または第 32 条に従って解任を受けた場合、センターは、裁量により、当該当事者が新たな選任を行うことを認めないことができる。センターがこの裁量を行使するときは、センターが後任の選任を行うこととする。

- (c) 当事者間に反対の合意が存在しない限り、交替が完了するまでの間、仲裁手続は停止するものとする。

第 34 条

後任の仲裁人が選任される場合、仲裁廷は、当事者の意見を斟酌して、独自の裁量により、従前の審理のすべてあるいは一部をやり直すかどうか決定するものとする。

縮小仲裁廷

第 35 条

- (a) 3 名の仲裁廷における仲裁人のうち 1 名が、適正に通知されたにもかかわらず、妥当な理由なく、仲裁廷の任務に従事しなかった場合、他の 2 名の仲裁人は、当事者が第 32 条に基づく申立をしなかった場合には、第 3 の仲裁人の不参加にもかかわらず、他の 2 名の仲裁人の独自の裁量により仲裁を継続し、仲裁判断、命令あるいはその他の決定を下す権限を有するものとする。他の 2 名の仲裁人が 1 名の仲裁人の参加なしに仲裁を継続し、仲裁判断、命令その他の判断を下すかどうかを決定するに際しては、仲裁の進行状況、第 3 の仲裁人によって

不参加の理由が明らかにされているときはその理由、および、他の2名の仲裁人がその事例において考慮するのが適当であると思うその他の事柄を考慮に入れるものとする。

- (b)他の2名の仲裁人が、第3の仲裁人の参加がなければ仲裁を継続しないと決定した場合、センターは、当該仲裁人が仲裁廷の任務に参加しなかったことについての十分な証明を得た上で、当該職務の空席を宣言しなければならず、当事者間に別段の合意がない場合には、第33条に規定する裁量の行使により、後任の仲裁人がセンターにより選任されなければならない。

仲裁廷の管轄に関する申立て

第36条

- (a)仲裁廷は、第61条(c)項に従って審査される仲裁合意の形式、存在、効力あるいは範囲に関するあらゆる異議を含めて、仲裁廷の管轄に対する異議について、聴聞し決定する権限を有する。
- (b)仲裁廷は、仲裁合意がその一部をなし、あるいはそれが関連するいかなる契約の存在あるいは効力についても決定する権限を有する。
- (c)仲裁廷が管轄をもたないという申立ては、防御陳述書の提出までになされなければならない。また、反対請求や相殺の主張については、それに対する防御陳述書の提出までになされなければならない。これに従ってなされなかった場合、そのような主張は、それ以降の仲裁手続においても、またいかなる裁判所に対しても申し立ては許されない。仲裁廷が権限範囲を逸脱しているとの申立ては、仲裁手続中において権限範囲を逸脱しているとされる事柄が挙げられた後に、迅速に申し立てられるべきものとする。いずれの場合においても、仲裁廷は、申立ての遅滞が正当化されると認めるときは、遅れた申立てを許容することができる。

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

- (d) 仲裁廷は、(c) 項に定められた申立てを予備的な問題として決定することができ、また、独自の裁量により、最終判断の中でそのような申立てを決定することもできる。
- (e) 仲裁廷が管轄権を欠いているという申立ては、センターの仲裁管理行為を妨げるものではない。

IV. 仲裁の実施

仲裁廷の一般的権限

第 37 条

- (a) 第 3 条に従い、仲裁廷は自らが適当と認める方法で仲裁を遂行することができる。
- (b) あらゆる場合において、仲裁廷は、当事者が平等に扱われ、各当事者が事件につき意見を述べる機会を公平に与えられることを保証しなければならない。
- (c) 仲裁廷は、仲裁手続が迅速に行われることを保証するものとする。仲裁廷は、例外的な場合には、当事者の申立てまたは自らの判断により、この規則ないし仲裁廷により定められた期間、または当事者間の合意により定められた期間を延長することができる。緊急を要する場合には、このような延長は仲裁廷の長である仲裁人のみによって認められることができる。

仲裁地

第 38 条

- (a) 当事者間に別段の合意のない限り、仲裁地は、当事者の意見および仲裁の諸事情を考慮して、センターが決定する。
- (b) 仲裁廷は、当事者との協議の上、自らが適当と認める場所において、審理を実施することが

できる。仲裁廷は、 適当とみなすいずれの場所においても評議することができる。

- (c) 仲裁判断は仲裁地において下されたものとみなす。

仲裁言語

第 39 条

- (a) 当事者間に別段の合意のない限り、 仲裁言語は、 仲裁合意の言語とする。 但し、 仲裁廷は、 当事者の意見および仲裁の諸事情を考慮して、 別様の決定を下す権限を有する。

- (b) 仲裁廷は、 仲裁言語と異なる言語で提出された文書の一部または全部を、 仲裁言語に翻訳するよう、 命令することができる。

仲裁

準備会合

第 40 条

仲裁廷は、 通常は仲裁廷の設置後 30 日以内に、 その後の手続の有効かつ安価な運営および日程を決めるために、 当事者と何らかの適切な形式で準備会合をもたなければならない。

簡易仲裁

専門家による決定

請求陳述書

第 41 条

- (a) 請求陳述書が仲裁申立書に添付されていない場合、 申立人は、 センターからの仲裁廷設置の通知を受領した日から 30 日以内に、 請求陳述書を被申立人および仲裁廷に送付しなければならない。

- (b) 請求陳述書には、 事実の包括的な記載および求められる救済の記述を含めて、 請求を根拠づける法的主張が記載されなければならない。

手数料・費用

契約条項

- (c) 請求陳述書には、可能な限り、申立人が論拠とする証拠およびその一覧表を添付しなければならない。証拠が特に膨大な量になる場合には、申立人は提出の準備をしているその他の証拠の目録を添付することができる。

防御陳述書

第 42 条

- (a) 被申立人は、請求陳述書の受領日あるいはセンターからの仲裁廷設置の通知の受領日のいずれか遅い時点から 30 日以内に、防御陳述書を申立人および仲裁廷に送付しなければならない。
- (b) 防御陳述書は、第 41 条 (b) 項に基づく請求陳述書に記載された事項に応答しなければならない。防御陳述書には、第 41 条 (c) 項に定められた方法で、被申立人が論拠とする証拠を添付しなければならない。
- (c) 被申立人による反対請求あるいは相殺の主張は、防御陳述書においてなされるものとする。但し、例外的な場合に、仲裁廷の判断により、仲裁手続の後の段階でなされることもあり得る。そのような反対請求や相殺の主張には、第 41 条 (b) および (c) 項に定められた事項と同じ事項が含まれなければならない。

更なる書面

第 43 条

- (a) 反対請求が申し立てられあるいは相殺が主張された場合には、申立人はそれに関する事項に回答しなければならない。第 42 条 (a) および (b) 項がこの応答に準用されることとする。
- (b) 仲裁廷は、裁量により、更なる書面の提出を認め、あるいは要求することができる。

請求ないし防御の修正

第 44 条

当事者間にこれと異なる合意がない限り、当事者は、仲裁手続中において、請求、反対請求、防御あるいは相殺の主張を修正し、あるいは補足することができる。但し、仲裁廷がその修正の性質または修正時期の遅滞、ならびに第 37 条 (b) および (c) 項の規定により当該修正を不相当と考える場合には、この限りではない。

当事者と仲裁廷の間の連絡

第 45 条

本規則において別段の定めのある場合、あるいは仲裁廷によって許可されている場合を除いて、いかなる当事者あるいはその代理人も、仲裁の実体的内容に関して、一方的に仲裁人と連絡をとってはならないものとする。但し、本項は、審問の物的設備、場所、日時といった純粋に運営的性質の事柄に関する一方的な通信を禁じるものではない。

仲
裁

簡
易
仲
裁

専
門
家
に
よ
る
決
定

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

参加

第 46 条

仲裁廷は、一方当事者の申立てにより、追加の当事者を含めた当事者すべての合意を条件とし、仲裁に追加の当事者を参加させる命令を発することができる。そのような命令では、仲裁の進行状況を含めた関連するすべての事情を考慮に入れるものとする。この申立ては、仲裁申立書もしくは申立答弁書と共に、または当事者が参加に関連性があると認める事情を後の段階で認識した場合は当該当事者がその事情を知った後 15 日以内に、行われなければならない。

併合

第 47 条

本規則に基づくまたは同一の当事者に係る仲裁手続に既に係属している紛争の内容と実質的に関連する内容

に係る仲裁が開始された場合、センターは、すべての関連当事者および係属中の手続において選任された仲裁廷と協議の上、すべての当事者および選任された仲裁廷の合意を条件として、既に係属中の仲裁手続に新しく開始された仲裁を併合する命令を発することができる。そのような併合では、係属中の手続の進行状況を含めた関連するすべての事情を考慮に入れるものとする。

暫定的保全措置・請求および費用の担保

第 48 条

- (a) 一方当事者の申立てにより、仲裁廷は、仲裁廷が必要とみなす保全命令あるいはその他の暫定的措置を講じることができる。これには、第三者への寄託あるいは腐敗しやすい物品の売却命令など、差止あるいは紛争の対象となっている物品の保全に関する措置も含まれる。仲裁廷は、申立てをした当事者による適当な担保の提供を条件として、この措置を認めることができる。
- (b) 一方当事者の申立てにより、仲裁廷は、相手方当事者に対して、請求や反対請求および第 74 条に定める費用についての担保を仲裁廷が決定した方式により提供するよう命ずることができる。
- (c) 本条が意図している措置および命令は、暫定的判断の方式をとることができる。
- (d) 一方当事者によって司法機関に対してなされた暫定命令の申立て、請求もしくは反対請求の担保提供の申立て、または仲裁廷によって認められた措置あるいは命令の実施を求める申立ては、仲裁合意と矛盾するもの、あるいは仲裁合意を放棄するものとはみなされない。

緊急救済手続

第 49 条

- (a) 当事者間に別段の合意がない限り、本条の規定は、2014年6月1日あるいはその日以後に締結された仲裁合意に基づく仲裁に適用するものとする。
- (b) 仲裁廷の設置に先立って緊急の暫定的救済を求める当事者は、そのような緊急救済の申立てをセンターに提出することができる。緊急救済の申立てには、第9条(ii)項から(iv)項に定められる事項ならびに求められる暫定的措置についての陳述およびかかる救済が緊急ベースで必要な理由の陳述を含めるものとする。センターは、緊急救済の申立ての受領を、相手方当事者に通知するものとする。
- (c) 緊急救済手続の開始日は、(b)項に規定する申立がセンターによって受領された日とする。
- (d) 緊急救済の申立ては、緊急救済手続の開始日に適用される手数料表に従った実施手数料および緊急仲裁人手数料の当初予納金の支払いの証明を条件とする。
- (e) センターは、緊急救済の申立ての受領後速やかに、通常2日以内に、単独の緊急仲裁人を選任するものとする。第25条および第26条に規定する期間を3日として、第22条から第29条までの規定が準用されることとする。
- (f) 緊急仲裁人は、自らの管轄の決定権を含め、第36条(a)および(b)項に基づき仲裁廷によって既得された権限を有するものとする。第36条(e)項の規定が準用されることとする。
- (g) 緊急仲裁人は、申立ての緊急性を適切に考慮し、自らが適当と認める方法で手続を遂行することができる。緊急仲裁人は、各当事者がその立場を述べる公平な機会を与えられることを確保しなければならない。緊急仲裁人は、審問に代えて、電話会議または書面の提出による手続を行うことを認めることができる。

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

- (h) 仲裁地について当事者が合意している場合は、当該仲裁地が緊急救済手続の場所となるものとする。そのような合意がない場合は、センターが、当事者による見解および緊急救済手続の諸事情を考慮して、緊急救済手続の場所を決定するものとする。
- (i) 緊急仲裁人は、自らが必要とみなすいかなる暫定的措置をも命令することができる。緊急仲裁人は、申立当事者による適当な担保の提供を条件として、当該命令を発することができる。第48条(c)および(d)項の規定が準用されることとする。申立てにより、緊急仲裁人は命令を変更または取り消すことができる。
- (j) 緊急救済手続の開始日から30日以内に仲裁が開始されない場合、緊急仲裁人は緊急救済手続を取り消さなければならない。
- (k) 緊急救済手続の費用は、緊急仲裁人により、センターと協議の上、緊急救済手続の開始日に適用される手数料表に従って当初定められ割り振られるが、仲裁廷が第73条(c)項に基づき当該費用の割り振りを最終的に決定する権限に服するものとする。
- (l) 当事者間に別段の合意がない限り、緊急仲裁人は、当該紛争に関するいかなる仲裁の仲裁人にもなることはできない。
- (m) 緊急仲裁人は、仲裁廷が設置されると、それ以降の執行権限を有しない。当事者の申立てにより、仲裁廷は、緊急仲裁人が命令した措置を変更または取り消すことができる。

証拠

第50条

- (a) 仲裁廷は、証拠能力、証拠の関連性、証拠の重要性および証拠の優越性を決定するものとする。

(b) 仲裁廷は、仲裁手続の間はいつでも、当事者の申立てまたは自らの判断により、必要あるいは適当と認める文書、あるいは他の証拠の提出を当事者に命じ、あるいは、一方当事者に対して、仲裁廷あるいは仲裁廷が選任した専門家ないしは相手方当事者による調査または検査のために、占有または管理する財産を提供するよう命ずることができる。

実験

第 51 条

(a) 当事者は、仲裁廷および相手方当事者に対して、審理に先立つ合理的な時点において、その当事者が論拠とするために特定の実験を行ったことを通知することができる。その通知には、実験の目的、実験の概略、実験の方法ならびに結果および結論が明記されなければならない。相手方当事者は、仲裁廷への通知により、その実験のすべてを自己の面前で再度行うことを求めることができる。仲裁廷がその申立てを正当と認めるときは、仲裁廷は実験の再現の日程を決定する。

(b) 本条において、「実験」とは、試験あるいは立証に関するその他の手続を含むものとする。

現地視察

第 52 条

仲裁廷は、一方当事者の申立てまたは仲裁廷自らの判断により、適当とみなすあらゆる場所、財産、機械、設備、製造過程、模型、フィルム、材料、製品あるいは工程を検証しあるいは検証を求めることができる。当事者は、審問に先立ついかなる合理的な時期においてもかかる検証を求めることができ、また仲裁廷は、かかる申立てを認めるときは、検証の時期を決定し手配を整えるものとする。

合意の上での手引書および模型

第 53 条

仲裁廷は、当事者が合意するときは、当事者が共同して以下のものを提出するよう決定することができる。

- (i) 争点となっている問題を十分に理解するのに必要な、科学的、技術的その他の専門の情報の背景を記述した技術的手引書、および
- (ii) 仲裁廷あるいは当事者が審理において参照目的で要求した、模型、図面その他の材料

営業秘密およびその他の機密情報の開示

第 54 条

(a) 本条において、機密情報とは、その表現媒体にかかわらず、以下の情報を意味するものとする。

- (i) 当事者の所持するものであり、
 - (ii) 公衆が利用できないものであって、
 - (iii) 商業的、財務的、または産業的重要性を持ち、かつ、
 - (iv) 所有する当事者によって機密として扱われているもの
- (b) 仲裁廷によって指名された専門家への提出を含めて、仲裁に提出しようとするまたは提出を求められている情報の機密性を主張する当事者は、仲裁廷への通知および相手方当事者へのその写しの送付によって、その情報が機密扱いと分類されることを求める申請をしなければならない。当事者は、その情報の内容を開示することなく、その通知において、当該情報が機密であるとする理由を提示しなければならない。

(c) 仲裁廷は、その情報が機密扱いとして分類されるべきか、および手続上特別な保護措置が講じられないことが機密性を主張する当事者に深刻な害を生じさせるであろう性質のものかを判断しなければならない。仲裁廷がそのように判断した場合には、仲裁廷は、いかなる条件のもとでまた誰に対してその機密情報の全部あるいは一部が開示されるべきかを決定しなければならない。またその機密情報が開示される者に対して適当な秘密保持を確約する旨の署名を要求しなければならない。

(d) 例外的な場合に、仲裁廷は、情報が機密扱いと分類されるべきか、および手続上特別な保護措置が講じられないことが機密性を主張する当事者に深刻な害を生じさせるであろう性質のものかを自らが判断するのに代えて、一方当事者の申立てまたは自らの発議により、そして当事者との協議の上で、その情報が機密扱いと分類されるべきか、さらに、もしそうであればいかなる条件のもとでまた誰に対してその機密情報の全体あるいは一部が開示されるべきかを判断する機密性アドバイザーを選任することができる。そのような機密性アドバイザーは、適当な秘密保持を確約する旨の署名を要求される。

(e) また仲裁廷は、一方当事者の申立てまたは自らの発議により、機密情報を保有しない当事者および仲裁廷のいずれに対してもその機密情報を開示することなく、その機密情報に基づいて、仲裁廷により指定された特定の事柄につき仲裁廷に報告させるために、機密性アドバイザーを第 57 条に従って専門家として選任することができる。

審問

第 55 条

(a) 一方当事者の申立てがあったときは、仲裁廷は、専門家証人を含めた証人による証拠の提示、もしくは口頭弁論、またはその双方を行

うために、審問を行うものとする。かかる申立てがない場合、仲裁廷がそのような審問を行うかを決定する。審問が行われない場合、審理は文書およびその他の資料にのみ基づいて進められる。

- (b) 審問が行なわれる場合、仲裁廷は、審問の日時および場所について、当事者に適切な事前の通知を行う。
- (c) 当事者間に別段の合意がない限り、すべての審問は非公開で行われるものとする。
- (d) 仲裁廷は、審問について記録がとられるべきか、またとられるとすればどのような形態でとられるべきかを決定しなければならない。

証人

第 56 条

- (a) 仲裁廷は、審問に先立って、当事者に対し、事実証人あるいは専門証人の如何にかかわりなく、呼び出そうとする証人の身元、証言の主題および争点との関連性について通知を求めることができる。
- (b) 仲裁廷は、重複していることあるいは無関係であることを理由として、証人の出廷を制限あるいは拒絶することができる。
- (c) 口頭で証拠を提示する証人は、仲裁廷の指揮のもとに、各当事者によって尋問される。仲裁廷は、証人尋問のいずれの段階においても質問をすることができる。
- (d) 証人の証言は、当事者の選択によりあるいは仲裁廷の指揮により、署名によるものであれ宣誓供述書によるものであれまたはそれ以外の方法であれ、書面によって提出することができる。この場合において、仲裁廷はそのような証言が認められる場合を、口頭による証言が可能な証人に限ることができる。

- (e) 当事者は、自らが呼び出そうとする証人の事務的手配、費用および出席について責任を負うものとする。
- (f) 仲裁廷は、審理の間いつでも、とりわけ他の証人の証言中に、証人を退廷させるかどうかを決定しなければならない。

仲裁廷による専門家の選任

第 57 条

- (a) 仲裁廷は、準備会合においてまたは後の段階で、当事者との協議の上、仲裁廷により指定された特定の争点につき仲裁廷に報告させるために、1名ないし複数の独立の専門家を選任することができる。当事者の意見を斟酌した上で仲裁廷により確定された専門家への委託事項の写しは、当事者に通知されるものとする。専門家は適当な秘密保持を確約する旨の署名を要求されることとする。
- (b) 専門家の報告を受けたときは、仲裁廷は、第 54 条に従いつつ、その報告書の写しを当事者に送付しなければならない。当事者には報告書に対する自らの意見を書面によって表明する機会が与えられる。当事者は、第 54 条に従いつつ、専門家が報告書において論拠としたあらゆる文書を精査することができる。
- (c) 一方当事者の申立てにより、当事者は審問において専門家に質問する機会を与えられる。審問において、当事者は、争点について証言するための専門家証人を呼ぶことができる。
- (d) 付託された1つあるいは複数の争点に対する専門家の意見は、事件のあらゆる事情を考慮して、これらの争点を評価する仲裁廷の権限に服するものとする。但し、当事者が特定の争点について専門家の判断を終局的なものとする場合と合意した場合はこの限りではない。

仲
裁

簡
易
仲
裁

専
門
家
に
よ
る
決
定

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

懈怠

第 58 条

- (a) 申立人が、十分な理由を示すことなく、第 41 条に従った請求陳述書を提出しないときは、仲裁廷は手続を終了するものとする。

- (b) 被申立人が、十分な理由を示すことなく、第 42 条に従った防御陳述書を提出しなくても、仲裁廷は仲裁手続を進め、仲裁判断を下すことができる。

- (c) 仲裁廷は、一方当事者が十分な理由を示すことなく仲裁廷が定めた期間内に事件について意見を述べる機会を利用しなかったときは、仲裁手続を進め仲裁判断を下すことができる。

- (d) 当事者の一方が、十分な理由を示すことなく、本規則の規定もしくは要件または仲裁廷の指示に服しないときは、仲裁廷はこれにつき自らが適当と認める判断を下すことができる。

審理の終結

第 59 条

- (a) 仲裁廷は、当事者が見解表明および証拠提示のための十分な機会を与えられたと考えるときは、審理の終結を宣言するものとする。

- (b) 仲裁廷は、例外的な事情により必要であると認めるときは、自らの判断または当事者の申請により、仲裁判断を下す前であればいつでも、終結を宣言した審理を再開することができる。

権利放棄

第 60 条

本規則の規定、仲裁合意における要件または仲裁廷の指示が遵守されていないことを知り、かつ、そのような不遵守に対して速やかに異議を申し立てずに仲裁手続に従っている当事者は、異議を申し立てる権利を放棄したものとみなされる。

V. 仲裁判断およびその他の決定

紛争の実体、 仲裁および仲裁合意の 準拠法

第 61 条

(a) 仲裁廷は、紛争の実体について、当事者によって選択された法あるいは法規に則って判断しなければならない。特定国の法の指定は、別段の表明がなされていない限り、その国の抵触法規ではなく、その国の実体法規を直接指定するものと解釈されなければならない。当事者による選択がない場合、仲裁廷は仲裁廷が適当と考える法あるいは法規を適用するものとする。あらゆる場合において、仲裁廷は、関連する契約の条件に適切な注意を払い、適用される取引慣行を考慮に入れて、判断しなければならない。仲裁廷は、当事者からの明示の授権がある場合にのみ、友誼的仲裁人として、あるいは衡平と善に従って決定できるものとする。

(b) 当事者が他の仲裁法の適用につき明示的に合意しており、かつ、その合意が仲裁地の法によって許されるものである場合を除き、仲裁の準拠法は仲裁地の仲裁法とする。

(c) 仲裁合意は、(a) 項により適用される法もしくは法規、または (b) 項により適用される法、のいずれかの形式、存在、効力および範囲に関する要件を満たす場合に有効とみなされる。

仲
裁

簡
易
仲
裁

専
門
家
に
よ
る
決
定

通貨および利息

第 62 条

(a) 仲裁判断の金額は、いずれの通貨によっても表示することができる。

(b) 仲裁廷は、支払いを命じられた当事者に単利を課し、あるいは複利を課す判断をすることができる。仲裁廷は法定利息の利率にとらわれず、適当と認める利率を自由に決定し、また利息が

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

支払われるべき期間についても、自由に決定することができる。

議事決定

第 63 条

当事者間に別段の合意がない限り、仲裁人が複数の場合には、仲裁廷による仲裁判断、命令その他の決定は多数決によってなされるものとする。多数決による決定が整わない場合には、仲裁廷の長である仲裁人が単独仲裁人であるかのように仲裁判断、命令その他の決定を行うものとする。

仲裁判断書の記載事項と送付

第 64 条

- (a) 仲裁廷は、異なる争点につき、異なる時期に別個の仲裁判断を下すことができる。
- (b) 仲裁判断は書面によってなされるものとし、仲裁判断がなされた日付を記載しなければならない。第 38 条 (a) 項に基づく仲裁地についても同様とする。
- (c) 仲裁判断書には、根拠となった理由が記載されていなければならない。但し、当事者が理由の記載を不要とすることに合意しており、かつ、仲裁の準拠法が理由の記載を求めている場合にはこの限りではない。
- (d) 仲裁判断書には仲裁人の署名がなければならない。過半数の仲裁人による仲裁判断書への署名、あるいは第 63 条第 2 文の場合においては仲裁廷の長である仲裁人による署名で足りるものとする。仲裁人が署名しなかった場合には、仲裁判断書中において当該署名が欠けている理由が明示されなければならない。
- (e) 仲裁廷は、仲裁判断書の記載事項の問題について、とりわけ仲裁判断の執行力の確保について、センターと協議することができる。

- (f) 仲裁廷は、当事者、仲裁人およびセンターに配布するのに必要な部数の仲裁判断書の原本を、センターに送付しなければならない。センターは仲裁判断書の原本を当事者および各仲裁人に正式に送付するものとする。
- (g) 当事者の申立てにより、センターは、有料で、センターによって認証された仲裁判断書の謄本を提供するものとする。そのように認証された謄本は、1958年6月10日の外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約第4条1項a号の要件を満たしているものとみなす。

最終仲裁判断書の交付の期限

第65条

- (a) 合理的に可能である限り、防御陳述書の送付日あるいは仲裁廷の設置日のいずれか遅い時点から9ヶ月以内に、仲裁審理が進められ、審理の終結が宣言されるものとする。最終判断は、合理的に可能である限り、その後3ヶ月以内になされるものとする。
- (b) 審理が(a)項に定められた期限内に終結しない場合、仲裁廷はセンターに仲裁の状況に関する報告書を送付し、各当事者へその写しを送付しなければならない。審理が終結していない場合、3ヶ月毎に、仲裁状況に関する報告書をセンターに送付し、各当事者にもその写しを送付しなければならない。
- (c) 最終判断が仲裁審理終結から3ヶ月以内になされない場合、仲裁廷は遅滞理由の説明書を書面でセンターに送付し、各当事者にもその写しを送付しなければならない。最終判断がなされるまで、1ヶ月毎に、理由説明書をセンターに送付し、各当事者にもその写しを送付しなければならない。

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

仲裁判断の効力

第 66 条

- (a) 本規則による仲裁への合意によって、当事者は遅滞なく仲裁判断を実行する義務を負い、準拠法上有効な限りにおいて、上訴あるいは裁判所またはその他の司法機関に訴える権利を放棄する。
- (b) 仲裁判断は、第 64 条 (f) 項第 2 文に基づきセンターによって送付された日から効力を生じ、当事者を拘束するものとする。

和解またはその他の終結事由

第 67 条

- (a) 仲裁廷は、適当と考える時期に、当事者に対して、調停の開始を手段とする方法も含めて、和解を試みるよう勧めることができる。
- (b) 仲裁判断がなされる前に当事者が紛争の和解に合意したときは、仲裁廷は仲裁を終了することとし、当事者が共同して申し立てるときは、仲裁廷は和解を同意判断の方式で記録することとする。仲裁廷は、そのような仲裁判断を下すための理由を示す義務を負わないこととする。
- (c) 仲裁判断がなされる前に、(b) 項で掲げられている理由以外の何らかの理由により、仲裁の継続が不要あるいは不可能になった場合には、仲裁廷は当事者に仲裁終了の意思を伝えるものとする。当事者が仲裁廷の定める期間内に正当な理由のある異議を申し立てない限り、仲裁廷は仲裁終了の命令を発する権限を有するものとする。
- (d) 同意判断書あるいは仲裁終了命令は第 64 条 (d) 項に基づいて仲裁人によって署名されるものとし、仲裁廷は、当事者、仲裁人およびセンターに配布するのに必要な部数の原本を、センターに送付しなければならない。センターは、同意判断書あるいは仲裁終了命令の原本を各当事者と各仲裁人に正式に送付するものとする。

仲裁判断の訂正および追加仲裁判断

第 68 条

- (a) 仲裁判断書の受領後 30 日以内に、当事者は、仲裁廷に通知するとともにセンターおよび相手方当事者にその写しを送付して、仲裁廷に、仲裁判断書の誤記、タイプミス、計算上の誤りの訂正を申し立てることができる。仲裁廷がその申立てを正当と考える場合、申立て受領後 30 日以内に訂正を行わなければならない。訂正は別個の覚書の形式で行われ、第 64 条 (d) 項に従って仲裁廷が署名することにより、仲裁判断の一部となるものとする。
- (b) 仲裁廷は、(a) 項で定められた誤りを、仲裁判断の日から 30 日以内に自ら訂正することができる。
- (c) 仲裁判断書受領から 30 日以内に、当事者は、仲裁廷に通知するとともにセンターおよび相手方当事者にその写しを送付して、仲裁廷に、仲裁手続中に現れた請求であって仲裁判断では扱われなかった請求について、追加判断をするよう申し立てることができる。仲裁廷は、当該申立てについて決定を下す前に、当事者に審問の機会を与えなければならない。仲裁廷がその申立てを正当と考える場合には、合理的に可能であるならば、仲裁廷は申立ての受領後 60 日以内に追加判断を下さなければならない。

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

VI. 手数料および費用

センター手数料

第 69 条

- (a) 仲裁の申立にあたっては、センターに登録手数料を支払うものとする。登録手数料は返還されない。登録手数料の額は、仲裁申立書がセンターによって受領された日に適用される手数料表に従って定められるものとする。

手数料・費用

契約条項

- (b)被申立人による反対請求にあたっては、センターに登録手数料を支払うものとする。登録手数料は返還されない。登録手数料の額は、仲裁申立書がセンターによって受領された日に適用される手数料表に従って定められるものとする。
- (c)登録手数料が払われるまでは、センターは仲裁の申立あるいは反対請求に対していかなる措置もとらない。
- (d)申立人または被申立人が、センターからの書面による督促から15日以内に登録手数料を支払わない場合には、仲裁の申立または反対請求は取り下げられたものとみなす。

第70条

- (a)実施手数料は、申立人がセンターより額の通知を受領してから30日以内に、申立人によりセンターに支払われるものとする。
- (b)反対請求の場合もまた、実施手数料は、被申立人がセンターより額の通知を受領してから30日以内に被申立人によって支払われるものとする。
- (c)実施手数料の額は、仲裁開始日に適用される手数料表に従って計算されるものとする。
- (d)請求や反対請求が増額された場合、実施手数料の額は(c)項において適用される手数料表に従って増額されることができる。その増加額は、場合に応じて、申立人または被申立人が支払うものとする。
- (e)当事者が、センターからの書面による督促から15日以内に実施手数料を支払わない場合、当該請求あるいは反対請求、もしくは請求あるいは反対請求の増額請求は取り下げられたものとみなす。
- (f)仲裁廷は、適切な時期に、請求および反対請求の額、およびその増額分を、センターに報告しなければならない。

仲裁人手数料

第 71 条

仲裁人手数料の額と通貨およびその支払いの方法と時期は、仲裁人および当事者と協議した後に、仲裁開始日に適用される手数料表に従って、センターにより決定されるものとする。

予納金

第 72 条

- (a) 仲裁廷の設置に関するセンターからの通知を受領した場合、申立人および被申立人は、第 73 条に定められる仲裁費用の前払金として、それぞれ同額を予納しなければならない。予納額はセンターによって決定される。
- (b) センターは、仲裁手続の途中で、当事者に追加的な予納金を求めることができる。
- (c) 求められた予納金はその通知の受領日から 30 日以内に全額支払われない場合、センターは、当事者のいずれかが当該支払いを行うことができるよう、当事者に対し通知するものとする。
- (d) 反対請求の額が請求の額を著しく超える場合あるいは著しく異なる問題の審査を含んでいる場合、もしくは事情により他の方法が適当と認める場合には、センターは裁量により請求および反対請求の額について別々の予納金を定めることができる。別々の予納金が定められた場合、請求に関する予納金の総額は申立人が、また、反対請求に関する予納金の総額は被申立人が支払うものとする。
- (e) 当事者が、センターからの書面による督促から 15 日以内に求められた予納金を支払わなかった場合、当該請求あるいは反対請求は取り下げられたものとみなされる。
- (f) 仲裁判断が下された後、センターは、仲裁判断に従って、受領した予納金の精算報告書を当

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

事者に提出するとともに、未使用額については当事者に返還し、また不足額については当事者に支払いを求めるものとする。

仲裁費用に関する判断

第 73 条

(a) 仲裁廷は、仲裁判断の中で仲裁費用を確定する。仲裁費用は次の各号に定めるものからなることとする。

(i) 仲裁人手数料

(ii) 適正に生じた仲裁人の旅費、通信費およびその他の支出

(iii) この規則に基づいて仲裁廷により要請された専門家の助言その他の援助の費用、および

(iv) 会合費や審問実施費など、仲裁手続の実施に必要とされたその他の支出

(b) 上記の費用は、可能な限り、第 72 条に従い要求される予納金の中から支出するものとする。

(c) 仲裁廷は、当事者間に合意があるときはこれに従いつつ、仲裁のあらゆる事情および仲裁の結果を考慮して、仲裁費用、センター登録手数料および実施手数料を当事者間に割り振るものとする。

当事者の負担した費用に関する判断

第 74 条

仲裁判断において、仲裁廷は、当事者間に反対の合意のあるときはこれに従いつつ、仲裁のあらゆる事情および仲裁の結果を考慮して、当事者の一方に、法定代理人および証人の費用を含めて、相手方当事者が事案の提示に要した合理的な出費の全部または一部の支払いを命じることができる。

VII. 秘密保持

仲裁の存在に関する秘密保持

第 75 条

(a) 仲裁に対する裁判所への異議申立あるいは仲裁判断執行のための訴訟に必要な範囲を除いて、当事者は仲裁の存在に関する情報を、第三者に対して一方的に明らかにしてはならない。但し、法律あるいは権限ある機関によって開示することが求められている場合には、次の方法に限って開示することが認められる。

- (i) 法的に要求されている内容を超えては開示せず、かつ
- (ii) 開示が仲裁実施中になされる場合には仲裁廷および相手方当事者に、また開示が仲裁終了後になされる場合には相手方当事者にのみ、開示の内容およびその理由を説明する

(b)(a) 項の規定にかかわらず、当事者は第三者に対して仲裁当事者の名前および請求されている救済を、当該第三者に対して負う誠実義務を充足する目的で、開示することができる。

仲裁手続中になされた開示の秘密保持

第 76 条

(a) 第 54 条の下で利用できる特定の方法に加えて、仲裁手続において当事者あるいは証人によってもたらされた文書もしくはその他の証拠は秘密として扱われるものとし、そのような証拠が公の場に現れていない情報を含む限りにおいて、専ら仲裁への参加の結果としてのみ当該情報に接することができた当事者は、当事者による同意あるいは管轄裁判所の命令なしにこれを利用し、またその情報を第三者に開示してはならない。

- (b)本条においては、当事者によって呼び出された証人は、第三者とはみなさない。証人が、仲裁において入手された証拠あるいはその他の情報に接することが証言に備えるために許されている限りにおいて、その証人を呼び出した当事者は、証人が当事者と同等の秘密保持義務を負うことについて責任を負うものとする。

仲裁判断の秘密保持

第 77 条

仲裁判断は当事者によって秘密として扱われるものとし、次のいずれかの場合に必要な範囲でのみ第三者に開示することができる。

- (i) 当事者間に合意がある場合
- (ii) 国の裁判所あるいは他の権限ある機関における訴訟の結果、公の場に現れるに至った場合
- (iii) 当事者が自らに課された法律上の要件に従うために、あるいは第三者に対する自らの法的権利を確認しあるいは保護するために、開示しなければならない場合

センターおよび仲裁人による秘密の維持

第 78 条

- (a)当事者間に別段の合意のない限り、センターおよび仲裁人は、仲裁、仲裁判断および、公の場に現れていない情報を含む限りにおいて、仲裁において開示されたあらゆる文書その他の証拠の秘密を保持しなければならない。但し、仲裁判断に関わる訴訟その他法律上要求される場合にはこの限りでない。
- (b)(a) 項の規定にかかわらず、センターは、当該情報によって当事者あるいは紛争状況が特定されないことを条件に、センターの活動について公表する累積的な統計データの中に当該仲裁に関する情報を含めることができる。

VIII. 雑則

免責

第 79 条

故意の不法行為による場合を除き、仲裁人、WIPO およびセンターは、当事者に対して、仲裁に関するいかなる行為または不作為についても責任を負わない。

名誉毀損訴権の放棄

第 80 条

当事者および選任を受諾した仲裁人は、仲裁の準備ないし実施の過程において、自らまたはその代理人によって使用された書面または口頭によりなされたいかなる陳述あるいは発言をも、名誉毀損、文書による名誉毀損、口頭による名誉毀損、その他これに類する申立を内容とする訴訟の基礎としたり、あるいはこれを維持したりするために持ち出すことができないものとすることに同意する。本条は、そのような訴訟に対する抗弁として援用することができる。

仲裁

簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

WIPO 簡易仲裁規則

(2020年1月1日より施行)

目次

はじめに

I. 総則規定	第 1 条 – 第 5 条
用語定義	第 1 条
規則の適用範囲	第 2 条 – 第 3 条
通知・期間	第 4 条
センターへの提出が要求される書類	第 5 条
II. 仲裁の開始	第 6 条 – 第 13 条
仲裁申立て	第 6 条 – 第 10 条
申立てへの答弁および防御陳述書	第 11 条 – 第 12 条
代理	第 13 条
III. 仲裁廷の構成および設置	第 14 条 – 第 30 条
仲裁人の数および選任	第 14 条
仲裁人の国籍	第 15 条
当事者と仲裁人候補者の間の連絡	第 16 条
不偏性・独立性	第 17 条
受任可能性、受諾および通知	第 18 条
仲裁人の忌避	第 19 条 – 第 24 条
任務からの退任	第 25 条 – 第 27 条
仲裁人の交替	第 28 条 – 第 29 条
仲裁廷の管轄に関する申立て	第 30 条

WIPO 簡易仲裁規則

(2020 年 1 月 1 日より施行)

目次

IV. 仲裁の実施

第 31 条 – 第 54 条

仲裁廷の一般的権限	第 31 条
仲裁地	第 32 条
仲裁言語	第 33 条
準備会合	第 34 条
請求陳述書	第 35 条
防御陳述書	第 36 条
更なる書面	第 37 条
請求ないし防御の修正	第 38 条
当事者と仲裁廷の間の連絡	第 39 条
参加	第 40 条
併合	第 41 条
暫定的保全措置・請求および費用の担保	第 42 条
緊急救済手続	第 43 条
証拠	第 44 条
実験	第 45 条
現地視察	第 46 条
合意の上での手引書および模型	第 47 条
営業秘密およびその他の機密情報の開示	第 48 条
審問	第 49 条
証人	第 50 条
仲裁廷による専門家の選任	第 51 条
懈怠	第 52 条
審理の終結	第 53 条
権利放棄	第 54 条

WIPO 簡易仲裁規則

(2020年1月1日より施行)

目次

V. 仲裁判断およびその他の決定	第 55 条 – 第 61 条
紛争の実体、仲裁および仲裁合意の準拠法	第 55 条
通貨および利息	第 56 条
仲裁判断書の記載事項と送付	第 57 条
最終仲裁判断書の交付の期限	第 58 条
仲裁判断の効力	第 59 条
和解またはその他の終結事由	第 60 条
仲裁判断の訂正および追加仲裁判断	第 61 条
VI. 手数料および費用	第 62 条 – 第 67 条
センター手数料	第 62 条 – 第 63 条
仲裁人手数料	第 64 条
予納金	第 65 条
仲裁費用に関する判断	第 66 条
当事者の負担した費用に関する判断	第 67 条
VII. 秘密保持	第 68 条 – 第 71 条
仲裁の存在に関する秘密保持	第 68 条
仲裁手続中になされた開示の秘密保持	第 69 条
仲裁判断の秘密保持	第 70 条
センターおよび仲裁人による秘密の維持	第 71 条
VIII. 雑則	第 72 条 – 第 73 条
免責	第 72 条
名誉毀損訴権の放棄	第 73 条

はじめに

WIPO 簡易仲裁規則は、仲裁がより短縮された期間と軽減された費用で実施されるようにするために、WIPO 仲裁規則に一定の変更を加えたものです。この目的のために、WIPO 仲裁規則に対して、以下の5つの主要な変更が加えられています。

- (i) WIPO 仲裁規則に基づき行われる仲裁に比べて、登録手数料と実施手数料が低額になっています。1,000 万米ドルまでの紛争においては、仲裁人手数料が定額になっています。
- (ii) 請求陳述書は、仲裁申立書に添付して提出（申立書提出後や申立書とは別にではなく）しなければなりません。同様に、防御陳述書は、申立答弁書に添付して提出しなければなりません。
- (iii) 別途合意がある場合を除き、仲裁人は常に単独の1名のみです。
- (iv) 仲裁人の前で行われる審問は短縮されており、例外的な場合を除き3日を超えることはできません。
- (v) 仲裁手続の様々な段階において適用される期限が短縮されています。とりわけ、合理的に可能である限り、防御陳述書の送付日あるいは仲裁廷の設置日のいずれか遅い時点から3ヶ月以内（WIPO 仲裁規則においては9ヶ月以内）に審理の終結が宣言されるものとされ、さらに、合理的に可能である限り、その後1ヶ月以内（WIPO 仲裁規則においては3ヶ月以内）に最終判断がなされるものとされています。

WIPO 仲裁・簡易仲裁における 主要なステップ



簡易仲裁

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

I. 総則規定

用語定義

第1条

本規則において、

「仲裁合意」とは、当事者間で既に発生し、または将来発生するかもしれない紛争について、そのすべてまたは一部を仲裁に付託する旨の当事者間合意のことをいう。仲裁合意は、仲裁条項を契約の中に盛り込む方式によっても、別個の契約という方式によっても可能である。

「申立人」とは、仲裁を申し立てる当事者をいう。

「被申立人」とは、仲裁を申し立てられた者であって、仲裁申立書にその者として記名された者をいう。

「仲裁廷」とは、単独の仲裁人のことをいう。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関のことをいう。

「センター」とは、WIPO 仲裁調停センターのことをいう。

文脈によっては、単数形で用いられている用語が複数形の意味を含み、また複数形で用いられている用語が単数形の意味も含むものとする。

規則の適用範囲

第2条

仲裁合意において、WIPO 簡易仲裁規則に基づく仲裁が規定されている場合には、本規則はその仲裁合意の一部を構成するものとみなされる。紛争は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁の開始日に効力を有する本規則に従って解決されるものとする。

第3条

(a) この規則は仲裁に適用される。但し、この規則のいずれかの条項が、仲裁に適用される法律

であって、かつ、当事者がこれを潜脱することのできない法律の規定と抵触するときは、その法律の規定が優先するものとする。

(b) 仲裁に適用される法律は、第 55 条 (b) 項に従って定められる。

通知・期間

第 4 条

- (a) この規則に基づいて可能または必要とされる通知その他の通信は、書面によって行われるものとし、速達の郵便もしくは宅配便または電子メールその他の記録を残せるテレコミュニケーション手段によって交付されなければならない。
- (b) 当事者による宛先の変更の届出がないときは、もっとも直近に知りえたその当事者の住所または営業所の所在地が、通知その他の通信のための有効な宛先とみなされる。通信は、いずれにせよ指定された方法で、またそのような指定がないときは当事者間の交渉の過程で行われていた慣行に従って、当事者に対して行うことができる。
- (c) 期間の開始日の確定については、通知その他の通信は、本条 (a) および (b) 項に従ってそれが配達された日に受領されたものとみなす。
- (d) 期間の遵守の決定については、通知その他の通信は、それが本条 (a) および (b) 項の規定に従って期間満了の日以前または期間満了日に発送されているときは、送付されまたは送信されたものとみなす。
- (e) この規則における期間の計算については、期間は通知その他の通信が受領された翌日から開始するものとする。この期間の末日が、名宛人の住所または営業の所在地における公休日または休業日であるときは、期間はそれに続く最初の営業日まで延長される。期間の進行中に生じる公休日または休業日は、期間の計算に含まれる。

- (f) 当事者は合意の上で、第 11 条、第 14 条 (b) 項 (iii)、第 37 条 (a) 項、第 49 条 (b) 項および第 51 条 (a) 項で定める期間を短縮または延長することができる。
- (g) センターは、一方当事者の申立てによりまたは職権で、第 11 条、第 14 条 (b) 項 (iii)、第 37 条 (a) 項、第 49 条 (b) 項、第 51 条 (a) 項、第 62 条 (d) 項、第 63 条 (e) 項、および第 65 条 (e) 項に定める期間を延長することができる。
- (h) センターは、当事者との協議の上で、第 11 条に定める期間を短縮することができる。

センターへの提出が要求される書類

第 5 条

- (a) センターが仲裁廷の設置を通知するまでの間、この規則によって要求されまたは許されているすべての陳述書、通知およびその他の通信は、当事者によってセンターに提出されるものとし、同時に、その写しが、その当事者によって相手方当事者に対しても送付されなければならないものとする。
- (b) センターに送付すべきすべての陳述書、通知およびその他の通信は、選任予定の仲裁人に 1 部配布しまたセンターに 1 部配布するのに必要な部数の写しが送付されなければならないものとする。
- (c) センターが仲裁廷の設置を通知した後は、すべての陳述書、通知およびその他の通信は、当事者によって直接仲裁廷に提出されるものとし、同時にその写しとその当事者によって相手方当事者に提供されるものとする。
- (d) 仲裁廷は、仲裁廷が行った命令およびその他の決定の写しをセンターに送付しなければならない。

II. 仲裁の開始

仲裁申立て

第 6 条

申立人は、センターおよび被申立人に仲裁申立書を送付しなければならない。

第 7 条

仲裁の開始日は、仲裁申立書が、第 10 条に定める請求陳述書とともに、センターによって受理された日とする。

第 8 条

センターは、申立人および被申立人に対して、仲裁申立書および請求陳述書を受理したことおよび仲裁の開始日を通知しなければならない。

第 9 条

仲裁申立書には、次のすべての事項を記載しなければならない。

- (i) 紛争が WIPO 簡易仲裁規則に基づく仲裁に付託される旨の申立
- (ii) 当事者および申立人の代理人の氏名および住所、ならびに電話、電子メールその他の連絡方法
- (iii) 仲裁合意の写し、または別個の準拠法選択条項があるときはその条項の写し
- (vi) 申立人が第 14 条および第 15 条の規定との関連で有用と考える意見

第 10 条

仲裁申立書には、第 35 条 (a) および (b) 項に従った請求陳述書を添付しなければならない。

申立てへの答弁および防御陳述書

第 11 条

被申立人は、申立人の仲裁申立書および請求陳述書を受領した日から 20 日以内に、センターおよび申立人に対して申立答弁書を送付しなければならない。この申立答弁書には、仲裁申立書におけるすべての事項に対する意見を記載するものとする。

第 12 条

申立答弁書には、第 36 条 (a) および (b) 項に従った防御陳述書を添付しなければならない。

代理

第 13 条

- (a) 当事者は、自己の選択によって、とりわけその者の国籍および職業資格にかかわらず、代理人を立てることができる。代理人の氏名および住所ならびに電話、電子メールまたはその他の連絡方法は、センター、相手方当事者および仲裁廷が既に設置された後は仲裁廷にも通知されなければならない。
- (b) 各当事者は、その代理人が迅速に仲裁を遂行するに足りる十分な時間を確保するものとする。
- (c) 当事者は自己の選択による補助者を伴うことができる。

III. 仲裁廷の構成および設置

仲裁人の数および選任

第 14 条

- (a) 仲裁廷は、当事者によって指名された単独の仲裁人によって構成されるものとする。但し、当該仲裁人の選任は、第 17 条および第 18 条に基づくセンターによる確認を条件とする。当該仲裁人の選任は、センターから当事者への通知をもって効力を生じる。

(b) 仲裁人の指名が仲裁開始の日から 15 日以内に行われな
ないときは、 仲裁人は以下の手続に従って
選任されるものとする。

(i) センターは、 各当事者に同一の候補者リストを送付する。 リストには、 通常少なくとも 3 名の候補者の氏名がアルファベット順に記載されるものとする。 リストには、 各候補者の資格に関する記述が記載または添付されるものとする。 当事者間で仲裁人の特別な資格について合意のあるときは、 リストにはかかる資格を満たす候補者の氏名が含まれるものとする。

(ii) 各当事者は、 選任に異議ある候補者の氏名を削除する権利を有し、 残りの候補者に優先順位の番号を記載しなければならない。

(iii) 各当事者は、 リストを受領した日から 7 日以内に、 マークを付したリストをセンターに返送しなければならない。 その期間内にマークを付したリストを返送しなかった当事者は、 リストに現れているすべての候補者に対して同意したとみなされる。

(iv) 当事者からのリストの受領後、 またはこれ
がなされないときは前号に定めた期間の経過後、 センターは、 可及的速やかに、 当事者によって表明された優先順位および異議を考慮して、 リストから仲裁人となる者を選任する。

(v) 返送されたリストの中に、 双方の当事者にとって仲裁人として受け入れられる者がいないときは、 センターが仲裁人を選任する権限を有するものとする。 同様に、 センターによる仲裁人としての招待をその者が受諾することができないかもしくは受諾することを希望しない場合、 またはその者が仲裁人となることを妨げるその他の理由が存在するように見える場合であって、 かつ、 リストに双方の当事者にとって仲裁人として受け入れられる者が残っていない場

合にも、センターは仲裁人を選任する権限を有するものとする。

(c)(b) 項の規定にかかわらず、センターは、(b) 項の手續が当該事件に適當でないとその裁量で判断するときは、仲裁人を選任する権限を有するものとする。

仲裁人の国籍

第 15 条

(a) 仲裁人の国籍についての当事者の合意は、尊重されなければならない。

(b) 仲裁人の国籍について当事者が合意していないときは、特別な資格を有する者を選任する必要があるなどの特別の事情がない限り、その仲裁人は、当事者の国籍と異なる国籍の者でなければならない。

当事者と仲裁人候補者の間の連絡

第 16 条

いかなる当事者あるいはその代理人も、一方的に、仲裁人の選任に関して仲裁人候補者と連絡をとってはならないものとする。但し、仲裁人候補者の資格、受任可能性あるいは当事者との関係における独立性について論じる目的の場合はこの限りではない。

不偏性・独立性

第 17 条

(a) 仲裁人は不偏かつ独立でなければならない。

(b) 仲裁人予定者は、選任を受諾する前に、当事者およびセンターに対して、仲裁人の不偏・独立性に関して正当な疑いを招くおそれのあるすべての状況を開示するか、あるいはそのような状況がないことを書面において確認しなければならない。

- (c) 仲裁のいずれの段階においても、仲裁人の不偏性または独立性に正当な疑いを招くおそれのある新しい状況が生じた場合には、仲裁人は速やかにその状況を当事者およびセンターに開示しなければならない。

受任可能性、 受諾および通知

第 18 条

- (a) 仲裁人は、選任を受諾することにより、仲裁を迅速に遂行し完了させるのに十分な時間を割くことにつき同意したものとみなす。
- (b) 仲裁人予定者は、書面により選任を受諾し、その受諾をセンターに通知しなければならない。
- (c) センターは仲裁廷の設置を当事者に通知するものとする。

仲裁人の忌避

第 19 条

- (a) 仲裁人は、その不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせるような状況が存在する場合、当事者により忌避され得る。
- (b) 当事者は、指名に同意した仲裁人については、指名後に明らかになった理由に基づいてのみ忌避し得る。

第 20 条

仲裁人を忌避する当事者は、センター、仲裁廷および相手方当事者に、第 18 条 (c) 項に基づく仲裁人の選任通知後 7 日以内に、あるいは仲裁人の不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせると自らが認める状況を認識してから 7 日以内に、忌避理由を記載して、通知書を送付しなければならない。

第 21 条

仲裁人が一方当事者によって忌避された場合、相手方当事者は、当該忌避に反論する権利を有し、この権利を行使する場合は、第 20 条に規定する通知を受けた日から 7 日以内に、センター、忌避を申し立てた当事者、および仲裁人に対して、反論の写しを送付するものとする。

第 22 条

仲裁廷は、裁量により、忌避が申し立てられている間、仲裁手続を中断させ、または継続させ得る。

第 23 条

相手方当事者は、忌避に同意することができ、あるいは仲裁人は、自発的に退任し得る。いずれの場合においても、仲裁人は、忌避の根拠が有効であるという含みなく交替するものとする。

第 24 条

相手方当事者が忌避に同意せず、かつ、忌避を申し立てられた仲裁人が自発的に退任しない場合、忌避に関する決定はセンターがその内部手続に則って行うものとする。このような決定は手続的性質のものであり、最終である。センターは、その決定について理由を述べることを求められることはない。

任務からの退任

第 25 条

仲裁人は、自らの申請に基づき、当事者の同意またはセンターの判断により、仲裁人を退任することができる。

第 26 条

仲裁人からの申請の有無にかかわらず、当事者は共同して仲裁人を解任することができる。当事者はその解任をセンターに速やかに通知しなければならない。

第 27 条

仲裁人が、法律上あるいは事実上、仲裁人としての義務を果たせなくなった場合、あるいは果たさない

場合、センターは、当事者の申立てまたは自らの判断により、仲裁人を解任することができる。この場合、当事者は解任に関して自らの意見を明らかにする機会を与えられなければならない。第21条から第24条までの規定が準用されるものとする。

仲裁人の交替

第28条

- (a) 必要な場合はいつでも、後任の仲裁人が、交替する仲裁人の選任に適用された第14条に規定される手続に従って選任されなければならない。
- (b) 当事者間に反対の合意が存在しない限り、交替が完了するまでの間、仲裁手続は停止するものとする。

第29条

後任の仲裁人が選任される場合、仲裁廷は、当事者の意見を斟酌して、独自の裁量により、従前の審理のすべてあるいは一部をやり直すかどうか決定するものとする。

仲裁廷の管轄に関する申立て

第30条

- (a) 仲裁廷は、第55条(c)項に従って審査される仲裁合意の形式、存在、効力あるいは範囲に関するあらゆる異議を含めて、仲裁廷の管轄に対する異議について、聴聞し決定する権限を有する。
- (b) 仲裁廷は、仲裁合意がその一部をなし、あるいはそれが関連するいかなる契約の存在あるいは効力についても決定する権限を有する。
- (c) 仲裁廷が管轄をもたないという申立ては、防御陳述書の提出までになされなければならない。また、反対請求や相殺の主張については、それに対する防御陳述書の提出までになされな

ればならず、これに従ってなされなかった場合、そのような主張は、それ以降の仲裁手続においても、またいかなる裁判所に対しても申し立ては許されない。仲裁廷が権限範囲を逸脱しているとの申し立ては、仲裁手続中において権限範囲を逸脱しているとされる事柄が挙げられた後に、迅速に申し立てられるべきものとする。いずれの場合においても、仲裁廷は、申し立ての遅滞が正当化されると認めるときは、遅れた申し立てを許容することができる。

- (d) 仲裁廷は、(c) 項に定められた申し立てを予備的な問題として決定することができ、また、独自の裁量により、最終判断の中でそのような申し立てを決定することもできる。
- (e) 仲裁廷が管轄権を欠いているという申し立ては、センターの仲裁管理行為を妨げるものではない。

IV. 仲裁の実施

仲裁廷の一般的権限

第 31 条

- (a) 第 3 条に従い、仲裁廷は自らが適当と認める方法で仲裁を遂行することができる。
- (b) あらゆる場合において、仲裁廷は、当事者が平等に扱われ、各当事者が事件につき意見を述べる機会を公平に与えられることを保証しなければならない。
- (c) 仲裁廷は、仲裁手続が迅速に行われることを保証するものとする。仲裁廷は、例外的な場合には、当事者の申し立てまたは自らの判断により、この規則ないし仲裁廷により定められた期間、または当事者間の合意により定められた期間を延長することができる。

仲裁地

第 32 条

- (a) 当事者間に別段の合意のない限り、仲裁地は、当事者の意見および仲裁の諸事情を考慮して、センターが決定する。
- (b) 仲裁廷は、当事者との協議の上、自らが適当と認める場所において、審理を実施することができる。仲裁廷は、適当とみなすいずれの場所においても評議することができる。
- (c) 仲裁判断は仲裁地において下されたものとみなす。

仲裁言語

第 33 条

- (a) 当事者間に別段の合意のない限り、仲裁言語は、仲裁合意の言語とする。但し、仲裁廷は、当事者の意見および仲裁の諸事情を考慮して、別様の決定を下す権限を有する。
- (b) 仲裁廷は、仲裁言語と異なる言語で提出された文書の一部または全部を、仲裁言語に翻訳するよう、命令することができる。

準備会合

第 34 条

仲裁廷は、通常は仲裁廷の設置後 15 日以内に、その後の手続の有効かつ安価な運営および日程を決めるために、当事者と何らかの適切な形式で準備会合をもたなければならない。

請求陳述書

第 35 条

- (a) 請求陳述書には、事実の包括的な記載および求められる救済の記述を含めて、請求を根拠づける法的主張が記載されなければならない。

- (b) 請求陳述書には、可能な限り、申立人が論拠とする証拠およびその一覧表を添付しなければならない。証拠が特に膨大な量になる場合には、申立人は提出の準備をしているその他の証拠の目録を添付することができる。

防御陳述書

第 36 条

- (a) 防御陳述書は、第 35 条 (a) 項に基づく請求陳述書に記載された事項に応答しなければならない。防御陳述書には、第 35 条 (b) 項に定められた方法で、被申立人が論拠とする証拠を添付しなければならない。
- (b) 被申立人による反対請求あるいは相殺の主張は、防御陳述書においてなされるものとする。但し、例外的な場合に、仲裁廷の判断により、仲裁手続の後の段階でなされることもあり得る。そのような反対請求や相殺の主張には、第 35 条 (a) および (b) 項に定められた事項と同じ事項が含まれなければならない。

更なる書面

第 37 条

- (a) 反対請求が申し立てられあるいは相殺が主張された場合には、申立人は、当該反対請求あるいは相殺を申立人が受領した日から 20 日以内に、それに関する事項に応答しなければならない。第 36 条 (a) 項がこの応答に準用されることとする。
- (b) 仲裁廷は、裁量により、更なる書面の提出を認め、あるいは要求することができる。

請求ないし防御の修正

第 38 条

当事者間にこれと異なる合意がない限り、当事者は、仲裁手続中において、請求、反対請求、防御あるいは相殺の主張を修正し、あるいは補足することができる。但し、仲裁廷がその修正の性質または修正時期の遅滞、ならびに第 31 条 (b) および (c) 項の規定により当該修正を不相当と考える場合には、この限りではない。

当事者と仲裁廷の間の連絡

第 39 条

本規則において別段の定めのある場合、あるいは仲裁廷によって許可されている場合を除いて、いかなる当事者あるいはその代理人も、仲裁の実体的内容に関して、一方的に仲裁廷と連絡をとってはならないものとする。但し、本項は、審問の物的設備、場所、日時といった純粋に運営的性質の事柄に関する一方的な通信を禁じるものではない。

参加

第 40 条

仲裁廷は、一方当事者の申立てにより、追加の当事者を含めた当事者すべての合意を条件とし、仲裁に追加の当事者を参加させる命令を発することができる。そのような命令では、仲裁の進行状況を含めた関連するすべての事情を考慮に入れるものとする。この申立ては、仲裁申立書もしくは申立答弁書と共に、または当事者が参加に関連性があると認める事情を後の段階で認識した場合は当該当事者がその事情を知った後 15 日以内に、行われなければならない。

併合

第 41 条

本規則に基づくまたは同一の当事者に係る仲裁手続に既に係属している紛争の内容と実質的に関連する内容

に係る仲裁が開始された場合、センターは、すべての関連当事者および係属中の手続において選任された仲裁廷と協議の上、すべての当事者および選任された仲裁廷の合意を条件として、既に係属中の仲裁手続に新しく開始された仲裁を併合する命令を発することができる。そのような併合では、係属中の手続の進行状況を含めた関連するすべての事情を考慮に入れるものとする。

暫定的保全措置・請求および費用の担保

第 42 条

- (a) 一方当事者の申立てにより、仲裁廷は、仲裁廷が必要とみなす保全命令あるいはその他の暫定的措置を講じることができる。これには、第三者への寄託あるいは腐敗しやすい物品の売却命令など、差止あるいは紛争の対象となっている物品の保全に関する措置も含まれる。仲裁廷は、申立てをした当事者による適当な担保の提供を条件として、この措置を認めることができる。
- (b) 一方当事者の申立てにより、仲裁廷は、相手方当事者に対して、請求や反対請求および第 67 条に定める費用についての担保を仲裁廷が決定した方式により提供するよう命ずることができる。
- (c) 本条が意図している措置および命令は、暫定的判断の方式をとることができる。
- (d) 一方当事者によって司法機関に対してなされた暫定命令の申立て、請求もしくは反対請求の担保提供の申立て、または仲裁廷によって認められた措置あるいは命令の実施を求める申立ては、仲裁合意と矛盾するもの、あるいは仲裁合意を放棄するものとはみなされない。

緊急救済手続

第 43 条

- (a) 当事者間に別段の合意がない限り、本条の規定は、2014年6月1日あるいはその日以後に締結された仲裁合意に基づく仲裁に適用するものとする。
- (b) 仲裁廷の設置に先立って緊急の暫定的救済を求める当事者は、そのような緊急救済の申立てをセンターに提出することができる。緊急救済の申立てには、第9条(ii)項から(iv)項に定められる事項ならびに求められる暫定的措置についての陳述およびかかる救済が緊急ベースで必要な理由の陳述を含めるものとする。センターは、緊急救済の申立ての受領を、相手方当事者に通知するものとする。
- (c) 緊急救済手続の開始日は、(b)項に規定する申立がセンターによって受領された日とする。
- (d) 緊急救済の申立ては、緊急救済手続の開始日に適用される手数料表に従った実施手数料および緊急仲裁人手数料の当初予納金の支払いの証明を条件とする。
- (e) センターは、緊急救済の申立ての受領後速やかに、通常2日以内に、単独の緊急仲裁人を選任するものとする。第20条および第21条に規定する期間を3日として、第17条から第24条までの規定が準用されることとする。
- (f) 緊急仲裁人は、自らの管轄の決定権を含め、第30条(a)および(b)項に基づき仲裁廷によって既得された権限を有するものとする。第30条(e)項の規定が準用されることとする。
- (g) 緊急仲裁人は、申立ての緊急性を適切に考慮し、自らが適当と認める方法で手続を遂行することができる。緊急仲裁人は、各当事者がその立場を述べる公平な機会を与えられることを確保しなければならない。緊急仲裁人は、審問に代えて、電話会議または書面の提出による手続を行うことを認めることができる。

- (h) 仲裁地について当事者が合意している場合は、当該仲裁地が緊急救済手続の場所となるものとする。そのような合意がない場合は、センターが、当事者による見解および緊急救済手続の諸事情を考慮して、緊急救済手続の場所を決定するものとする。
- (i) 緊急仲裁人は、自らが必要とみなすいかなる暫定的措置をも命令することができる。緊急仲裁人は、申立当事者による適当な担保の提供を条件として、当該命令を発することができる。第42条(c)および(d)項の規定が準用されることとする。申立てにより、緊急仲裁人は命令を変更または取り消すことができる。
- (j) 緊急救済手続の開始日から30日以内に仲裁が開始されない場合、緊急仲裁人は緊急救済手続を取り消さなければならない。
- (k) 緊急救済手続の費用は、緊急仲裁人により、センターと協議の上、緊急救済手続の開始日に適用される手数料表に従って当初定められ割り振られるが、仲裁廷が第66条(c)項に基づき当該費用の割り振りを最終的に決定する権限に服するものとする。
- (l) 当事者間に別段の合意がない限り、緊急仲裁人は、当該紛争に関するいかなる仲裁の仲裁人にもなることはできない。
- (m) 緊急仲裁人は、仲裁廷が設置されると、それ以降の執行権限を有しない。当事者の申立てにより、仲裁廷は、緊急仲裁人が命令した措置を変更または取り消すことができる。

証拠

第44条

- (a) 仲裁廷は、証拠能力、証拠の関連性、証拠の重要性および証拠の優越性を決定するものとする。

(b) 仲裁廷は、仲裁手続の間はいつでも、当事者の申立てまたは自らの判断により、必要あるいは適当と認める文書、あるいは他の証拠の提出を当事者に命じ、あるいは、一方当事者に対して、仲裁廷あるいは仲裁廷が選任した専門家ないしは相手方当事者による調査または検査のために、占有または管理する財産を提供するよう命ずることができる。

実験

第 45 条

(a) 当事者は、仲裁廷および相手方当事者に対して、審理に先立つ合理的な時点において、その当事者が論拠とするために特定の実験を行ったことを通知することができる。その通知には、実験の目的、実験の概略、実験の方法ならびに結果および結論が明記されなければならない。相手方当事者は、仲裁廷への通知により、その実験のすべてを自己の面前で再度行うことを求めることができる。仲裁廷がその申立てを正当と認めるときは、仲裁廷は実験の再現の日程を決定する。

(b) 本条において、「実験」とは、試験あるいは立証に関するその他の手続を含むものとする。

現地視察

第 46 条

仲裁廷は、一方当事者の申立てまたは仲裁廷自らの判断により、適当とみなすあらゆる場所、財産、機械、設備、製造過程、模型、フィルム、材料、製品あるいは工程を検証しあるいは検証を求めることができる。当事者は、審問に先立ついかなる合理的な時期においてもかかる検証を求めることができ、また仲裁廷は、かかる申立てを認めるときは、検証の時期を決定し手配を整えるものとする。

合意の上での手引書および模型

第 47 条

仲裁廷は、当事者が合意するときは、当事者が共同して以下のものを提出するよう決定することができる。

- (i) 争点となっている問題を十分に理解するのに必要な、科学的、技術的その他の専門の情報の背景を記述した技術的手引書、および
- (ii) 仲裁廷あるいは当事者が審理において参照目的で要求した、模型、図面その他の材料

営業秘密およびその他の機密情報の開示

第 48 条

(a) 本条において、機密情報とは、その表現媒体にかかわらず、以下の情報を意味するものとする。

- (i) 当事者の所持するものであり、
 - (ii) 公衆が利用できないものであって、
 - (iii) 商業的、財務的、または産業的重要性を持ち、かつ、
 - (iv) 所有する当事者によって機密として扱われているもの
- (b) 仲裁廷によって指名された専門家への提出を含めて、仲裁に提出しようとするまたは提出を求められている情報の機密性を主張する当事者は、仲裁廷への通知および相手方当事者へのその写しの送付によって、その情報が機密扱いと分類されることを求める申請をしなければならない。当事者は、その情報の内容を開示することなく、その通知において、当該情報が機密であるとする理由を提示しなければならない。

(c) 仲裁廷は、その情報が機密扱いとして分類されるべきか、および手続上特別な保護措置が講じられないことが機密性を主張する当事者に深刻な害を生じさせるであろう性質のものかを判断しなければならない。仲裁廷がそのように判断した場合には、仲裁廷は、いかなる条件のもとでまた誰に対してその機密情報の全部あるいは一部が開示されるべきかを決定しなければならない。またその機密情報が開示される者に対して適当な秘密保持を確約する旨の署名を要求しなければならない。

(d) 例外的な場合に、仲裁廷は、情報が機密扱いと分類されるべきか、および手続上特別な保護措置が講じられないことが機密性を主張する当事者に深刻な害を生じさせるであろう性質のものかを自らが判断するのに代えて、一方当事者の申立てまたは自らの発議により、そして当事者との協議の上で、その情報が機密扱いと分類されるべきか、さらに、もしそうであればいかなる条件のもとでまた誰に対してその機密情報の全体あるいは一部が開示されるべきかを判断する機密性アドバイザーを選任することができる。そのような機密性アドバイザーは、適当な秘密保持を確約する旨の署名を要求される。

(e) また仲裁廷は、一方当事者の申立てまたは自らの発議により、機密情報を保有しない当事者および仲裁廷のいずれに対してもその機密情報を開示することなく、その機密情報に基づいて、仲裁廷により指定された特定の事柄につき仲裁廷に報告させるために、機密性アドバイザーを第 51 条に従って専門家として選任することができる。

審問

第 49 条

(a) 一方当事者の申立てがあったときは、仲裁廷は、専門家証人を含めた証人による証拠の提示、もしくは口頭弁論、またはその双方を行

うために、審問を行うものとする。かかる申立てがない場合、仲裁廷がそのような審問を行うかを決定する。審問が行われない場合、審理は文書およびその他の資料にのみ基づいて進められる。

(b) 審問が行なわれる場合、申立人が申立答弁書および防御陳述書を受領してから 30 日以内に行われることとする。仲裁廷は、審問の日時および場所について、当事者に適切な事前の通知を行う。例外的な場合を除き、審問の期間が 3 日を超えることはできない。各当事者は、紛争に関する情報を仲裁廷に対して適切に伝えるために必要な人を審問に伴うことが期待されている。

(c) 当事者間に別段の合意がない限り、すべての審問は非公開で行われるものとする。

(d) 仲裁廷は、審問について記録がとられるべきか、またとられるとすればどのような形態でとられるべきかを決定しなければならない。

(e) 審問の終了後、当事者間の合意による、あるいはそうした合意が存在しない場合には、仲裁廷の決定による短い期間内に、各当事者は、仲裁廷および相手方当事者に対して、審問摘要書を送付することができる。

証人

第 50 条

(a) 仲裁廷は、審問に先立って、当事者に対し、事実証人あるいは専門証人の如何にかかわりなく、呼び出そうとする証人の身元、証言の主題および争点との関連性について通知を求めることができる。

(b) 仲裁廷は、重複していることあるいは無関係であることを理由として、証人の出廷を制限あるいは拒絶することができる。

- (c)口頭で証拠を提示する証人は、仲裁廷の指揮のもとに、各当事者によって尋問される。仲裁廷は、証人尋問のいずれの段階においても質問をすることができる。
- (d)証人の証言は、当事者の選択によりあるいは仲裁廷の指揮により、署名によるものであれ宣誓供述書によるものであれまたはそれ以外の方法であれ、書面によって提出することができる。この場合において、仲裁廷はそのような証言が認められる場合を、口頭による証言が可能な証人に限ることができる。
- (e)当事者は、自らが呼び出そうとする証人の事務的手配、費用および出席について責任を負うものとする。
- (f)仲裁廷は、審理の間いつでも、とりわけ他の証人の証言中に、証人を退廷させるかどうかを決定しなければならない。

仲裁廷による専門家の選任

第 51 条

- (a)仲裁廷は、準備会合においてまたは後の段階で、当事者との協議の上、仲裁廷により指定された特定の争点につき仲裁廷に報告させるために、1名ないし複数の独立の専門家を選任することができる。当事者の意見を斟酌した上で仲裁廷により確定された専門家への委託事項の写しは、当事者に通知されるものとする。専門家は適当な秘密保持を確約する旨の署名を要求されることとする。委託事項には、当該専門家が委託事項を受領してから 30 日以内に、仲裁廷に対して報告を行う旨の条件を含めなければならない。
- (b)専門家の報告を受けたときは、仲裁廷は、第 48 条に従いつつ、その報告書の写しを当事者に送付しなければならない。当事者には報告書に対する自らの意見を書面によって表明する機会が与えられる。当事者は、第 48 条に従いつつ、

専門家が報告書において論拠としたあらゆる文書を精査することができる。

- (c) 一方当事者の申立てにより、当事者は審問において専門家に質問する機会を与えられる。審問において、当事者は、争点について証言するための専門家証人を呼ぶことができる。
- (d) 付託された1つあるいは複数の争点に対する専門家の意見は、事件のあらゆる事情を考慮して、これらの争点を評価する仲裁廷の権限に服するものとする。但し、当事者が特定の争点について専門家の判断を終局的なものとする場合、合意した場合はこの限りではない。

懈怠

第 52 条

- (a) 申立人が、十分な理由を示すことなく、第 10 条および第 35 条に従った請求陳述書を提出しないときは、センターは第 8 条に定められた措置をとる義務を負わない。
- (b) 被申立人が、十分な理由を示すことなく、第 11 条、第 12 条および第 36 条に従った防御陳述書を提出しなくても、仲裁廷は仲裁手続を進め、仲裁判断を下すことができる。
- (c) 仲裁廷は、一方当事者が十分な理由を示すことなく仲裁廷が定めた期間内に事件について意見を述べる機会を利用しなかったときは、仲裁手続を進め仲裁判断を下すことができる。
- (d) 当事者の一方が、十分な理由を示すことなく、本規則の規定もしくは要件または仲裁廷の指示に服しないときは、仲裁廷はこれにつき自らが適当と認める判断を下すことができる。

審理の終結

第 53 条

- (a) 仲裁廷は、当事者が見解表明および証拠提示のための十分な機会を与えられたと考えるときは、審理の終結を宣言するものとする。
- (b) 仲裁廷は、例外的な事情により必要であると認めるときは、自らの判断または当事者の申請により、仲裁判断を下す前であればいつでも、終結を宣言した審理を再開することができる。

権利放棄

第 54 条

本規則の規定、仲裁合意における要件または仲裁廷の指示が遵守されていないことを知り、かつ、そのような不遵守に対して速やかに異議を申し立てずに仲裁手続に従っている当事者は、異議を申し立てる権利を放棄したものとみなされる。

V. 仲裁判断およびその他の決定

紛争の実体、仲裁および仲裁合意の準拠法

第 55 条

- (a) 仲裁廷は、紛争の実体について、当事者によって選択された法あるいは法規に則って判断しなければならない。特定国の法の指定は、別段の表明がなされていない限り、その国の抵触法規ではなく、その国の実体法規を直接指定するものと解釈されなければならない。当事者による選択がない場合、仲裁廷は仲裁廷が適当と考える法あるいは法規を適用するものとする。あらゆる場合において、仲裁廷は、関連する契約の条件に適切な注意を払い、適用される取引慣行を考慮に入れて、判断しなければならない。仲裁廷は、当事者からの明示の授権がある場合にのみ、友誼的仲裁人として、あるいは衡平と善に従って決定できるものとする。

- (b)当事者が他の仲裁法の適用につき明示的に合意しており、かつ、その合意が仲裁地の法によって許されるものである場合を除き、仲裁の準拠法は仲裁地の仲裁法とする。
- (c)仲裁合意は、(a)項により適用される法もしくは法規、または(b)項により適用される法、のいずれかの形式、存在、効力および範囲に関する要件を満たす場合に有効とみなされる。

通貨および利息

第 56 条

- (a)仲裁判断の金額は、いずれの通貨によっても表示することができる。
- (b)仲裁廷は、支払いを命じられた当事者に単利を課し、あるいは複利を課す判断をすることができる。仲裁廷は法定利息の利率にとらわれず、適当と認める利率を自由に決定し、また利息が支払われるべき期間についても、自由に決定することができる。

仲裁判断書の記載事項と送付

第 57 条

- (a)仲裁廷は、異なる争点につき、異なる時期に別個の仲裁判断を下すことができる。
- (b)仲裁判断は書面によってなされるものとし、仲裁判断がなされた日付を記載しなければならない。第 32 条 (a) 項に基づく仲裁地についても同様とする。
- (c)仲裁判断書には、根拠となった理由が記載されていなければならない。但し、当事者が理由の記載を不要とすることに合意しており、かつ、仲裁の準拠法が理由の記載を求めている場合にはこの限りではない。

- (d) 仲裁判断書には仲裁人の署名がなければならない。仲裁人が署名しなかった場合には、仲裁判断書中において署名が欠けている理由が明示されなければならない。
- (e) 仲裁廷は、仲裁判断書の記載事項の問題について、とりわけ仲裁判断の執行力の確保について、センターと協議することができる。
- (f) 仲裁廷は、当事者、仲裁人およびセンターに配布するのに必要な部数の仲裁判断書の原本を、センターに送付しなければならない。センターは仲裁判断書の原本を当事者および仲裁人に正式に送付するものとする。
- (g) 当事者の申立てにより、センターは、有料で、センターによって認証された仲裁判断書の謄本を提供するものとする。そのように認証された謄本は、1958年6月10日の外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約第4条1項a号の要件を満たしているものとみなす。

最終仲裁判断書の交付の期限

第58条

- (a) 合理的に可能である限り、防御陳述書の送付日あるいは仲裁廷の設置日のいずれか遅い時点から3ヶ月以内に、仲裁審理が進められ、審理の終結が宣言されるものとする。最終判断は、合理的に可能な場合は常に、その後1ヶ月以内になされるものとする。
- (b) 審理が(a)項に定められた期限内に終結しない場合、仲裁廷はセンターに仲裁の状況に関する報告書を送付し、各当事者へその写しを送付しなければならない。審理が終結していない場合、1ヶ月毎に、仲裁状況に関する報告書をセンターに送付し、各当事者にもその写しを送付しなければならない。
- (c) 最終判断が仲裁審理終結から1ヶ月以内になされない場合、仲裁廷は遅滞理由の説明書を書面

でセンターに送付し、各当事者にもその写しを送付しなければならない。最終判断がなされるまで、1ヶ月毎に、理由説明書をセンターに送付し、各当事者にもその写しを送付しなければならない。

仲裁判断の効力

第 59 条

- (a) 本規則による仲裁への合意によって、当事者は遅滞なく仲裁判断を実行する義務を負い、準拠法上有効な限りにおいて、上訴あるいは裁判所またはその他の司法機関に訴える権利を放棄する。
- (b) 仲裁判断は、第 57 条 (f) 項第 2 文に基づきセンターによって送付された日から効力を生じ、当事者を拘束するものとする。

和解またはその他の終結事由

第 60 条

- (a) 仲裁廷は、適当と考える時期に、当事者に対して、調停の開始を手段とする方法も含めて、和解を試みるよう勧めることができる。
- (b) 仲裁判断がなされる前に当事者が紛争の和解に合意したときは、仲裁廷は仲裁を終了することとし、当事者が共同して申し立てるときは、仲裁廷は和解を同意判断の方式で記録することとする。仲裁廷は、そのような仲裁判断を下すための理由を示す義務を負わないこととする。
- (c) 仲裁判断がなされる前に、(b) 項で掲げられている理由以外の何らかの理由により、仲裁の継続が不要あるいは不可能になった場合には、仲裁廷は当事者に仲裁終了の意思を伝えるものとする。当事者が仲裁廷の定める期間内に正当な理由のある異議を申し立てない限り、仲裁廷は仲裁終了の命令を発する権限を有するものとする。

- (d)同意判断書あるいは仲裁終了命令は第 57 条 (d) 項に基づいて仲裁人によって署名されるものとし、仲裁廷は、当事者、仲裁人およびセンターに配布するのに必要な部数の原本を、センターに送付しなければならない。センターは、同意判断書あるいは仲裁終了命令の原本を各当事者と仲裁人に正式に送付するものとする。

仲裁判断の訂正および追加仲裁判断

第 61 条

- (a) 仲裁判断書の受領後 30 日以内に、当事者は、仲裁廷に通知するとともにセンターおよび相手方当事者にその写しを送付して、仲裁廷に、仲裁判断書の誤記、タイプミス、計算上の誤りの訂正を申し立てることができる。仲裁廷がその申立てを正当と考える場合、申立て受領後 30 日以内に訂正を行わなければならない。訂正は別個の覚書の形式で行われ、第 57 条 (d) 項に従って仲裁廷が署名することにより、仲裁判断の一部となるものとする。
- (b) 仲裁廷は、(a) 項で定められた誤りを、仲裁判断の日から 30 日以内に自ら訂正することができる。
- (c) 仲裁判断書受領から 30 日以内に、当事者は、仲裁廷に通知するとともにセンターおよび相手方当事者にその写しを送付して、仲裁廷に、仲裁手続中に現れた請求であって仲裁判断では扱われなかった請求について、追加判断をするよう申し立てることができる。仲裁廷は、当該申立てについて決定を下す前に、当事者に審問の機会を与えなければならない。仲裁廷がその申立てを正当と考える場合には、合理的に可能であるならば、仲裁廷は申立ての受領後 30 日以内に追加判断を下さなければならない。

VI. 手数料および費用

センター手数料

第 62 条

- (a) 仲裁の申立にあたっては、センターに登録手数料を支払うものとする。登録手数料は返還されない。登録手数料の額は、仲裁申立書がセンターによって受領された日に適用される手数料表に従って定められるものとする。
- (b) 被申立人による反対請求にあたっては、センターに登録手数料を支払うものとする。登録手数料は返還されない。登録手数料の額は、仲裁申立書がセンターによって受領された日に適用される手数料表に従って定められるものとする。
- (c) 登録手数料が払われるまでは、センターは仲裁の申立あるいは反対請求に対していかなる措置もとらない。
- (d) 申立人または被申立人が、センターからの書面による督促から 15 日以内に登録手数料を支払わない場合には、仲裁の申立または反対請求は取り下げられたものとみなす。

第 63 条

- (a) 実施手数料は、申立人がセンターより額の通知を受領してから 30 日以内に、申立人によりセンターに支払われるものとする。
- (b) 反対請求の場合もまた、実施手数料は、被申立人がセンターより額の通知を受領してから 30 日以内に被申立人によって支払われるものとする。
- (c) 実施手数料の額は、仲裁開始日に適用される手数料表に従って計算されるものとする。
- (d) 請求や反対請求が増額された場合、実施手数料の額は (c) 項において適用される手数料表に従

って増額されることができ。その増加額は、
場合に応じて、申立人または被申立人が支払う
ものとする。

- (e) 当事者が、センターからの書面による督促から
15日以内に実施手数料を支払わない場合、当該
請求あるいは反対請求、もしくは請求あるいは
反対請求の増額請求は取り下げられたものとみ
なす。
- (f) 仲裁廷は、適切な時期に、請求および反対請
求の額、およびその増額分を、センターに報
告しなければならない。

仲裁人手数料

第 64 条

仲裁人手数料の額と通貨およびその支払いの方法と時期は、
仲裁人および当事者と協議した後に、仲裁開始日に適用される
手数料表に従って、センターにより決定されるものとする。

予納金

第 65 条

- (a) 仲裁廷の設置に関するセンターからの通知を受領した
場合、申立人および被申立人は、第 66 条に定められる
仲裁費用の前払金として、それぞれ同額を予納しなければ
ならない。予納額はセンターによって決定される。
- (b) センターは、仲裁手続の途中で、当事者に追加的な
予納金を求めることができる。
- (c) 求められた予納金はその通知の受領日から 20 日以内
に全額支払われない場合、センターは、当事者のいずれか
が当該支払いを行うことができるよう、当事者に対し通知
するものとする。
- (d) 反対請求の額が請求の額を著しく超える場合ある
いは著しく異なる問題の審査を含んでいる場

合、もしくは事情により他の方法が適当と認める場合には、センターは裁量により請求および反対請求の額について別々の予納金を定めることができる。別々の予納金が定められた場合、請求に関する予納金の総額は申立人が、また、反対請求に関する予納金の総額は被申立人が支払うものとする。

- (e) 当事者が、センターからの書面による督促から15日以内に求められた予納金を支払わなかった場合、当該請求あるいは反対請求は取り下げられたものとみなされる。
- (f) 仲裁判断が下された後、センターは、仲裁判断に従って、受領した予納金の精算報告書を当事者に提出するとともに、未使用額については当事者に返還し、また不足額については当事者に支払いを求めるものとする。

仲裁費用に関する判断

第66条

- (a) 仲裁廷は、仲裁判断の中で仲裁費用を確定する。仲裁費用は次の各号に定めるものからなることとする。
 - (i) 仲裁人手数料
 - (ii) 適正に生じた仲裁人の旅費、通信費およびその他の支出
 - (iii) この規則に基づいて仲裁廷により要請された専門家の助言その他の援助の費用、および
 - (iv) 会合費や審問実施費など、仲裁手続の実施に必要なとされたその他の支出
- (b) 上記の費用は、可能な限り、第65条に従い要求される予納金の中から支出するものとする。

- (c) 仲裁廷は、当事者間に合意があるときはこれに従いつつ、仲裁のあらゆる事情および仲裁の結果を考慮して、仲裁費用、センター登録手数料および実施手数料を当事者間に割り振るものとする。

当事者の負担した費用に関する判断

第 67 条

仲裁判断において、仲裁廷は、当事者間に反対の合意のあるときはこれに従いつつ、仲裁のあらゆる事情および仲裁の結果を考慮して、当事者の一方に、法定代理人および証人の費用を含めて、相手方当事者が事案の提示に要した合理的な出費の全部または一部の支払いを命じることができる。

VII. 秘密保持

仲裁の存在に関する秘密保持

第 68 条

- (a) 仲裁に対する裁判所への異議申立あるいは仲裁判断執行のための訴訟に必要な範囲を除いて、当事者は仲裁の存在に関する情報を、第三者に対して一方的に明らかにしてはならない。但し、法律あるいは権限ある機関によって開示することが求められている場合には、次の方法に限って開示することが認められる。
- (i) 法的に要求されている内容を超えては開示せず、かつ
 - (ii) 開示が仲裁実施中になされる場合には仲裁廷および相手方当事者に、また開示が仲裁終了後になされる場合には相手方当事者にのみ、開示の内容およびその理由を説明する

- (b)(a) 項の規定にかかわらず、当事者は第三者に対して仲裁当事者の名前および請求されている救済を、当該第三者に対して負う誠実義務を充足する目的で、開示することができる。

仲裁手続中になされた開示の秘密保持

第 69 条

- (a) 第 48 条の下で利用できる特定の方法に加えて、仲裁手続において当事者あるいは証人によってもたらされた文書もしくはその他の証拠は秘密として扱われるものとし、そのような証拠が公の場に現れていない情報を含む限りにおいて、専ら仲裁への参加の結果としてのみ当該情報に接することができた当事者は、当事者による同意あるいは管轄裁判所の命令なしにこれを利用し、またその情報を第三者に開示してはならない。

- (b) 本条においては、当事者によって呼び出された証人は、第三者とはみなさない。証人が、仲裁において入手された証拠あるいはその他の情報に接することが証言に備えるために許されている限りにおいて、その証人を呼び出した当事者は、証人が当事者と同等の秘密保持義務を負うことについて責任を負うものとする。

仲裁判断の秘密保持

第 70 条

仲裁判断は当事者によって秘密として扱われるものとし、次のいずれかの場合に必要な範囲でのみ第三者に開示することができる。

- (i) 当事者間に合意がある場合
- (ii) 国の裁判所あるいは他の権限ある機関における訴訟の結果、公の場に現れるに至った場合

- (iii) 当事者が自らに課された法律上の要件に従うために、あるいは第三者に対する自らの法的権利を確認しあるいは保護するために、開示しなければならない場合

センターおよび仲裁人による秘密の維持

第 71 条

(a) 当事者間に別段の合意のない限り、センターおよび仲裁人は、仲裁、仲裁判断および、公の場に現れていない情報を含む限りにおいて、仲裁において開示されたあらゆる文書その他の証拠の秘密を保持しなければならない。但し、仲裁判断に関わる訴訟その他法律上要求される場合にはこの限りでない。

(b)(a) 項の規定にかかわらず、センターは、当該情報によって当事者あるいは紛争状況が特定されないことを条件に、センターの活動について公表する累積的な統計データの中に当該仲裁に関する情報を含めることができる。

VIII. 雑則

免責

第 72 条

故意の不法行為による場合を除き、仲裁人、WIPO およびセンターは、当事者に対して、仲裁に関するいかなる行為または不作為についても責任を負わない。

名誉毀損訴権の放棄

第 73 条

当事者および選任を受諾した仲裁人は、仲裁の準備ないし実施の過程において、自らまたはその代理人によって使用された書面または口頭によりなされたいかなる陳述あるいは発言をも、名誉毀損、文書によ

る名誉毀損、口頭による名誉毀損、その他これに類する申立を内容とする訴訟の基礎としたり、あるいはこれを維持したりするために持ち出すことができないものとすることに同意する。本条は、そのような訴訟に対する抗弁として援用することができる。

WIPO 専門家による決定規則

(2016年1月1日より施行)

目次

用語定義	第1条
規則の適用範囲	第2条
連絡・期間	第3条
専門家による決定の言語	第4条
専門家による決定の申立て	第5条－第6条
専門家による決定の開始日	第7条
申立てへの答弁	第8条
専門家の選任	第9条
不偏性・独立性	第10条
専門家の忌避	第11条
解任	第12条
専門家の交替	第13条
専門家による決定の実施	第14条
懈怠	第15条
秘密保持	第16条
決定	第17条
利息	第18条
和解またはその他の終結事由	第19条
権利放棄	第20条
実施手数料	第21条
専門家手数料	第22条
予納金	第23条
費用	第24条
免責	第25条
名誉毀損訴権の放棄	第26条
出訴制限法の下における期間の中断	第27条

用語定義

第1条

本規則において、

「決定」とは、専門家が、専門家の決定に委ねられた問題について、本規則の第17条に従って下した決定のことをいう。

「専門家」とは、単独の専門家、あるいは2名以上の専門家が選任されている場合にはそのすべての専門家を含むものとする。

「専門家による決定合意」とは、当事者間で既に発生し、または将来発生するかもしれない問題について、そのすべてまたは一部を専門家による決定に付託する旨の当事者間合意のことをいう。専門家による決定合意は、専門家による決定条項を契約の中に盛り込む方式によっても、別個の契約という方式によっても可能である。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関のことをいう。

「センター」とは、WIPO 仲裁調停センターのことをいう。

文脈によっては、単数形で用いられている用語が複数形の意味を含み、また複数形で用いられている用語が単数形の意味も含むものとする。

規則の適用範囲

第2条

専門家による決定合意において、WIPO 専門家による決定規則に基づく専門家による決定が規定されている場合には、本規則はその専門家による決定合意の一部を構成するものとみなされる。当事者が別段の合意をしていない限り、専門家による決定の開始日において効力を有する本規則が適用されるものとする。

連絡・期間

第3条

- (a) 当事者間に別段の合意がある場合もしくはセンターまたは専門家による別段の決定がある場合を除き、本規則に基づいて可能または必要とされる通知その他の通信は、以下の方法で行われるものとする。
- (i) 書面によって行われるものとし、速達の郵便もしくは宅配便または電子メールその他の記録を残せるテレコミュニケーション手段によって交付されなければならない、かつ
 - (ii) 各相手方当事者、専門家およびセンターに写しが送付されなければならない
- (b) この規則における期間の計算については、期間は通知その他の通信が受領された翌日から開始するものとする。この期間の末日が、名宛人の住所または営業の所在地における公休日または休業日であるときは、期間はそれに続く最初の営業日まで延長される。期間の進行中に生じる公休日または休業日は、期間の計算に含まれる。
- (c) 通知その他の通信は、本条(a)項に従ってそれが配達された日に受領されたものとみなす。
- (d) 期間の遵守の決定については、通知その他の連絡は、それが本条(a)項の規定に従って期間満了の日以前または期間満了日に発送されているときは、送付されまたは送信されたものとみなす。
- (e) センターまたは専門家は、一方当事者の申立てによりまたは職権で、本規則で定める期間を延長することができる。

専門家による決定

手数料・費用

契約条項

専門家による決定の言語

第4条

- (a) 当事者間に別段の合意のない限り、専門家による決定の言語は、専門家による決定合意の言語とする。但し、専門家は、当事者の意見および専門家による決定の諸事情を考慮して、別様の決定を下す権限を有する。

- (b) 専門家は、専門家による決定の言語と異なる言語で提出された文書の一部または全部を、専門家による決定の言語に翻訳するよう、命令することができる。

専門家による決定の申立て

第5条

- (a) 専門家による決定合意の当事者であって、専門家による決定の開始を望む当事者側は、センターに対して専門家による決定申立書を提出しなければならない。当該当事者は、同時に相手方当事者に対して申立書の写しを送付しなければならない。専門家による決定申立書は、当事者が共同して提出することもできる。

- (b) 専門家による決定申立書には次のすべての事項を記載するか、またはこれを記載した文書を添付しなければならない。
 - (i) 専門家による決定の当事者および専門家による決定申立書を提出する側の代理人の氏名および住所、ならびに電話または電子メールその他の連絡方法

 - (ii) 専門家による決定合意の写し

 - (iii) 専門家による決定に委ねられる問題に関する説明

 - (iv) 問題に係る技術に関する権利および当該技術の性質についての記載

- (v) 決定に関連性があると当事者が考えるあらゆる文書および情報
- (vi) 専門家による決定の範囲および期間についての意見
- (vii) 当事者間で特定の専門家の選任について合意のあるときは、当該専門家の氏名および住所、ならびに電話または電子メールその他の連絡方法。当事者間で特定の専門家の選任について合意がない場合は、望ましい専門家の資格についての意見
- (viii) 専門家による決定に委ねられる問題に関連して法的手続その他紛争処理手続が開始または終了している場合は、当該手続に関する情報
- (ix) 第 21 条に定められる実施手数料の支払い

第 6 条

- (a) 専門家による決定合意が存在しない場合、紛争を専門家による決定に付託することを望む当事者側は、センターに対して書面にて専門家による決定申立書を提出しなければならない。当該当事者は、同時に相手方当事者に対して専門家による決定申立書の写しを送付しなければならない。専門家による決定申立書には、第 5 条 (b) 項 (i) および (iii) から (viii) に定められた事項と同じ事項が含まれなければならない。センターは、当事者の専門家による決定申立書の検討を補助することができる。
- (b) 当事者の申立てにより、センターは、当事者の専門家による決定申立書の検討を補助するための外部中立者を選任することができる。当該外部中立者は、当事者すべての合意により、紛争における専門家となることができる。この場合においては、第 16 条の規定が準用されることとする。

専門家による決定の開始日

第7条

- (a) 専門家による決定の開始日は、 専門家による決定申立書がセンターによって受理された日とする。
- (b) センターは当事者に対して、 専門家による決定申立書の受理および専門家による決定の開始日を書面にて通知するものとする。

申立てへの答弁

第8条

- (a) 専門家による決定申立書の提出が当事者共同で行われなかった場合、 申立書を提出した当事者の相手側当事者は、 専門家による決定の開始日から14日以内に、 申立答弁書を提出することができる。
- (b) 申立答弁書は、 専門家による決定申立書に記載された事項に応答しなければならない。 また、 申立答弁書には、 決定に関連性があると当事者が考えるあらゆる文書および情報を添付しなければならない。

専門家の選任

第9条

- (a) 専門家となる者について当事者の合意がない限り、 センターは、 申立答弁書を受領した後に、あるいは申立答弁書の提出期間が経過した後に、 専門家の選任手続を行うものとする。 専門家による決定申立書の提出が当事者共同で行われた場合、 専門家となる者について当事者の合意がある場合を除き、 センターは、 専門家による決定申立書を受領した後に、 専門家の選任手続を行うものとする。
- (b) 当事者が専門家の数について合意していないときは、 センターは単独の専門家を選任するものとする。

とする。但し、センターがすべての状況を考慮して、裁量により、複数の専門家の選任が適当であると決定したときは、この限りではない。

(c) 専門家となる者または専門家を選任する別途の
手続について当事者の合意がない限り、センターは、
当事者との協議の上、専門家を選任するものとする。

(d) センターが専門家を選任する際には、次の事項
(これらに限定されない) を考慮するものとする。

(i) 当事者が表明した見解

(ii) 決定が求められている問題

(iii) 専門家が有する関連性のある専門知識

(iv) 専門家の専門家の決定を迅速に完了させる
ことができる能力

(v) 専門家の決定の言語

(vi) 専門家および当事者の居住地および国籍

(e) センターは、本条(d)項(i)の目的のために、
単独または複数の専門家候補者についての詳細
を当事者に連絡し、当事者の意見を求めること
ができる。

(f) 専門家は、選任を受諾することにより、専門
家の決定を迅速に完了させるのに十分な時間を
割くことにつき同意したものとみなす。

専
門
家
に
よ
る
決
定

手
数
料
・
費
用

契
約
条
項

不偏性・独立性

第10条

(a) 専門家は不偏かつ独立でなければならない。

- (b) 専門家予定者は、選任を受諾する前に、当事者およびセンターに対して、専門家の不偏性または独立性に関して正当な疑いを招くおそれのあるすべての状況を開示するか、あるいはそのような状況がないことを書面において確認しなければならない。
- (c) 専門家による決定のいずれの段階においても、専門家の不偏性または独立性に正当な疑いを招くおそれのある新しい状況が生じた場合には、専門家は速やかにその状況を当事者およびセンターに開示しなければならない。
- (d) 裁判所による求めがある場合、または当事者の書面による許諾がある場合を除き、専門家は、専門家による決定の対象となる問題に関する現在または将来のいかなる手続においても、それが裁判であるか仲裁であるかその他の手続であるかに拘わらず、専門家として以外のいかなる資格においても活動してはならない。

専門家の忌避

第 11 条

- (a) 専門家は、その不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせるような状況が存在する場合、当事者により忌避され得る。
- (b) 専門家を忌避する当事者は、専門家の選任通知後 7 日以内に、あるいは当該忌避の理由となる状況を自ら認識してから 7 日以内に、忌避理由を記載して、通知書を送付しなければならない。
- (c) 専門家またはセンターは、裁量により、忌避が申し立てられている間、専門家による決定手続を中断させ、または継続させ得る。
- (d) 専門家が一方当事者により忌避され、相手方当事者が忌避に同意せず、かつ、忌避を申し立てられた専門家が自発的に退任しない場合、忌避に関する決定はセンターがその内部手続に則

って行うものとする。このような決定は手続的性質のものであり、最終である。センターは、その決定について理由を述べることを求められることはない。

解任

第 12 条

- (a)当事者は共同して専門家を解任することができる。当事者はその解任をセンターに速やかに通知しなければならない。
- (b)専門家が、何らかの理由により本規則に従った決定を行うことができなくなった場合、センターは、当該専門家および/または当事者の見解を考慮して、当該専門家を解任することができる。

専門家の交替

第 13 条

- (a)必要な場合はいつでも、後任の専門家が選任されなければならない。この場合においては、交替する専門家の選任に適用された第 9 条に規定される手続が準用されることとする。
- (b)当事者間に反対の合意が存在しない限り、交替が完了するまでの間、専門家による決定手続は停止するものとする。

専門家による決定の実施

第 14 条

- (a)本規則に従い、専門家は自らが適当と認める方法で専門家による決定を遂行することができる。
- (b)専門家は、当事者が平等に扱われ、各当事者が決定に関連性があると考えられる情報を提供する機会を十分に与えられることを保証しなければならない。

- (c) 専門家が当事者との協議の上で別段の決定を下した場合または本規則において別段の定めのある場合を除いて、いかなる当事者あるいはその代理人も、一方的に専門家と連絡をとってはならないものとする。但し、本項は、審問の物的設備、場所、日時といった純粹に運営的性質の事柄に関する一方的な通信、および選任候補者の資格、受任可能性あるいは当事者との関係における独立性について論じる通信を禁じるものではない。
- (d) 専門家は、専門家による決定手続が迅速に行われることを保証するものとする。各当事者は、当該目的のために誠意をもって専門家に協力するものとする。
- (e) 専門家は、選任された後合理的に可能な限り速やかに、当事者との協議の上で、専門家の決定に委ねられた問題に関する説明を作成するものとする。
- (f) 専門家が必要であると認めるときまたは当事者が合意するときは、専門家は次の場を設けることができる。
- (i) 電話会議、ビデオ会議、ウェブ会議またはその他の同時通信手段による専門家と当事者の協議
 - (ii) 専門家と当事者の会合
- (g) 専門家は、一方当事者の申立てによりまたは職権で、専門家による決定申立書および申立答弁書に加えて、一方当事者が占有または管理するものを含め、文書または情報の提出を許可または求めることができる。
- (h) 専門家は、一方当事者の申立てによりまたは職権で、証人の陳述または出席を求めることができる。
- (i) 専門家は、一方当事者の申立てによりまたは職権で、適当とみなすあらゆる場所、財産、製

品あるいは工程を検証しあるいは検証を求めることができる。

懈怠

第 15 条

- (a) 当事者が申立答弁書を提出しなかった場合、これはセンターおよび専門家による専門家による決定手続の遂行を妨げるものではない。
- (b) 当事者の一方が、十分な理由を示すことなく、本規則の規定もしくは要件または専門家の指示に服しないときは、専門家はこれにつき自らが適当と認める判断を下すことができる。

秘密保持

第 16 条

- (a) 専門家による決定に関与する者（とりわけ当事者、その代理人および助言人、専門家およびセンターを含む）は専門家による決定の秘密を保持するものとし、決定、専門家による決定に関する一切の情報およびその過程においてのみ取得された一切の情報につき、その存在を含め、これを使用しまたは外部の第三者に開示してはならない。但し、以下の範囲については、この限りでない。
 - (i) 当事者間に別段の合意がある場合
 - (ii) 情報が既に公知である場合
 - (iii) 専門家による決定に関する法的手続に関連して開示が必要な場合
 - (iv) 法律上開示が要求される場合
- (b) 専門家による決定に提出しようとするまたは提出を求められている情報の機密性を主張する当事者は、その情報を提出する際に、当該情報が機密であるとする理由を提示しなければなら

ない。専門家が、当該情報が機密扱いとして分類されるべきであると判断した場合には、専門家は、いかなる条件のもとでもた誰に対してその機密情報の全部あるいは一部が開示されるべきかを決定しなければならず、またその機密情報が開示される者に対して適当な秘密保持を確約する旨の署名を要求しなければならない。

決定

第 17 条

(a) 専門家は、以下（これらに限定されない）に基づき決定を下すことができる。

- (i) 当事者が提示した情報
- (ii) 専門家が有する専門知識
- (iii) 関連性があると専門家が考えるその他あらゆる情報

(b) 専門家は、当事者との協議の上で、暫定的または部分的な決定を下すことができる。

(c) 当事者間に別段の合意がない限り、決定は、

- (i) 書面により行われ、
- (ii) 専門家による決定に委ねられた問題に関する説明を含み、
- (iii) 決定の根拠となる理由が記載され、
- (iv) 決定の日付が示され、かつ
- (v) 専門家によって署名されるものとする。

(d) 本条 (c) 項の規定に従うことを条件として、専門家は、当事者およびセンターに配布するのに必要な部数の決定の原本を、センターに送付しなければならない。センターは決定の原本を当事者に正式に送付するものとする。

- (e) 決定は、本条(d)項の規定に基づき決定が当事者にセンターから送付された日から効力を生じるものとする。専門家は、最終決定の効力日をもって、その役割を完遂したとみなされる。
- (f) 当事者間に別段の合意がない限り、決定は当事者を拘束するものとする。
- (g) 決定の効力日後30日以内に、当事者は、専門家に通知し、センターおよび相手方当事者にその写しを送付して、専門家に、決定の誤記、タイプミス、計算上の誤りの訂正を申し立てることができる。専門家はその申立てを正当と考える場合、申立て受領後30日以内に訂正を行わなければならない。また専門家は、決定の効力日後30日以内に、決定の誤記、タイプミス、計算上の誤りを自ら訂正することができる。

利息

第18条

適切な場合には、専門家は、当事者に、当該当事者の支払いに単利を課し、あるいは複利を課す決定を下すことができる。専門家は、適当と認める利率および利息が支払われるべき期間について、自由に決定することができる。

和解またはその他の終結事由

第19条

- (a) 決定が下される前に、当事者が専門家による決定に委ねられた問題の和解に合意したときは、専門家は、専門家による決定を終了することとする。
- (b) 決定が下される前に、本条(a)項で掲げられている理由以外の何らかの理由により、専門家による決定の継続が不要あるいは不可能になった場合には、専門家は、専門家による決定を終了することとする。

権利放棄

第 20 条

本規則の規定もしくは要件または専門家の指示が遵守されていないことを知り、かつ、そのような不遵守に対して速やかに異議を申し立てずに専門家による決定手続に従っている当事者は、異議を申し立てる権利を放棄したものとみなされる。

実施手数料

第 21 条

- (a) 専門家による決定の申立にあたっては、センターに対して実施手数料が支払われなければならない。実施手数料の額は、センターが専門家による決定申立書を受理した日に適用される手数料表に従って決定されるものとする。
- (b) 実施手数料は返還されないものとする。
- (c) センターは、専門家による決定の申立について、実施手数料の全額を受領するまで、いかなる対応を行う義務も負わない。
- (d) 専門家による決定の申立を行った当事者が、センターからの書面による督促から 15 日以内に実施手数料を支払わなかった場合には、当事者はその専門家による決定の申立を取り下げたものとみなされる。

専門家手数料

第 22 条

- (a) 専門家手数料の額および通貨ならびにその支払の方法および時期については、専門家および当事者との協議の上、センターが定める。
- (b) 手数料の額は、当事者および専門家の間で別段の合意がある場合を除き、センターが専門家による決定申立書を受理した日に適用される手数料表に定められている 1 時間あたりまたは 1 日

あたりの指標レートに基づき、係わる一切の金額、専門家による決定に委ねられる問題の複雑さ、関連する分野における専門家の相当レート、およびその他の関連する一切の事情を考慮して計算されるものとする。

予納金

第 23 条

- (a) センターは、専門家の選任に際して、専門家による決定の費用（とりわけ、予想される専門家手数料やその他の専門家による決定費用を含む）に見合う額を、前払金として予納するように各当事者に求めることができる。予納額は、センターが専門家と協議の上決定する。
- (b) センターは、専門家による決定手続の途中で、当事者に追加的な予納金を求めることができる。
- (c) 一方当事者が、センターからの文書による督促から 15 日以内に求められた予納金を支払わなかったときは、センターは、当事者のいずれかが求められた支払いを行うことができるよう、当事者に対し通知するものとする。予納金が求められたとおりに支払われない場合、センターは、専門家による決定を終了することができる。
- (d) 専門家による決定の完了または終了の後、センターは、受領した予納金についての精算報告書を当事者に提出するとともに、未使用額については当事者に返還し、また不足額については当事者に支払いを求めるものとする。

費用

第 24 条

当事者間に別段の合意がある場合を除き、実施手数料、専門家手数料、専門家費用、およびその他専門家による決定を遂行するために必要な費用は、当事者が均等に負担するものとする。

免責

第 25 条

故意の不法行為による場合を除き、 専門家、 WIPO およびセンターは、 当事者に対して、 専門家による決定に関するいかなる行為または不作為についても責任を負わない。

名誉毀損訴権の放棄

第 26 条

当事者および選任を受諾した専門家は、 専門家による決定の準備ないし実施の過程において自らまたはその代理人によって使用された書面または口頭によりなされたいかなる陳述あるいは発言をも、 名誉毀損、 文書による名誉毀損、 口頭による名誉毀損、 その他これに類する申立を内容とする訴訟の基礎としたり、 あるいはこれを維持したりする際に持ち出すことができないものとするに同意する。 本条は、 そのような訴えに対する抗弁として援用することができる。

出訴制限法の下における期間の中断

第 27 条

当事者は、 準拠法により認められる限りにおいて、 出訴制限法またはこれに相当する法の下における期間の経過が、 専門家による決定の開始日より完了日または終了日までの間、 専門家による決定の対象たる問題に関して中断することに合意する。

各種手数料表

調停⁵

(金額はすべて米ドル表示)

係争金額	実施手数料	実施手数料 (*)	
\$250,000 以下	\$250	\$2,500(*)	
\$250,000 超	調停目的額の 0.10%、 但し、実施手数料は \$10,000 を最高額とする	1 時間あたり \$300 以上、 \$600 以下 (**)	1 日あたり \$1,500 以 上、 \$3,500 以下 (**)

(*) 10 時間の準備・調停あたりの指標レート

(**) 指標レート

1. 調停目的額は、請求されている金額の総額によって決定される。
2. 調停申立書において金銭上の請求が何らなされていない場合や、紛争が金銭換算に適さない事柄に関わる場合、後日の精算を前提に、1,000ドルの実施手数料が支払われるものとする。その精算は、センターが当事者および調停人と協議した後に、その裁量により当該状況において適当であると決定した実施手数料を基準として行われるものとする。
3. 調停人は、遂行した作業および調停に費やした時間についての詳細かつ正確な記録を保持するよう求められることとする。調停の終了後に、その記録の写しは、調停人による送り状を付して、当事者およびセンターに対して配布されなければならない。
4. 当事者および調停人との協議の上で、センターは、1時間あたりまたは1日あたりのレート、紛争内容の複雑さ、調停人が費やした合計時間、調停人の尽力、および調停手続の迅速さといったその他の要因を考慮して、調停人に支払われる最終的な額を決定しなければならない。

5 各種手数料表や支払い情報に関する変更は、センターのウェブサイト (www.wipo.int/amc) 上で公表される。

5. 手数料の計算においては、米ドル以外の通貨で表示された請求額は、支払い日における公式の国連為替レートに基づいて、米ドル表示に換算されるものとする。
6. 一方または両当事者が、公表されている PCT 出願（特許協力条約に基づく出願）の出願人または発明者である場合、ハーグ制度またはマドリッド制度に基づく国際登録の名義人である場合、あるいは WIPO GREEN の技術提供者または技術希望者である場合、センターの実施手数料に 25% の減額が適用される。
7. センターは、WIPO 調停規則の第 4 条 (a) 項に基づく調停の申立に関して支払われた実施手数料の全部または一部をもって、同一の紛争をめぐる WIPO 調停に関してセンターに支払われるべき実施手数料を相殺することができる。WIPO 調停規則の第 4 条 (b) 項に基づいて選任された外部中立者の手数料の額および通貨ならびにその支払の方法および時期については、外部中立者および当事者との協議の上、センターが定める。

仲裁 / 簡易仲裁手数料表⁶

(金額はすべて米ドル表示)

手数料の種類	係争金額	簡易仲裁	仲裁
登録手数料	係争金額に関わり無く	\$1,000	\$2,000
実施手数料 (*)	\$2,500,000 以下	\$1,000	\$2,000
	\$2,500,000 超、 \$10,000,000 以下	\$5,000	\$10,000
	\$10,000,000 超	\$5,000 +\$10,000,000 を 超える額の 0.05% 但し、実施手数料は \$15,000 を 最高額とする	\$10,000 +\$10,000,000 を 超える額の 0.05% 但し、実施手数料は \$25,000 を 最高額とする
仲裁人手数料 (*)	\$2,500,000 以下	\$20,000 (定額) (**)	センターが当事者 および仲裁人との 協議の上で決定
	\$2,500,000 超、 \$10,000,000 以下	\$40,000 (定額) (**)	
	\$10,000,000 超	センターが当事者 および仲裁人との 協議の上で決定	指標レート： 1 時間あたり \$300 以上、 \$600 以下

(*) それぞれの項目は、ある紛争について支払われるべき総額を示している。(例) 紛争の係争金額が 5,000,000 ドルの場合、簡易仲裁における実施手数料の支払額は、5,000 ドルである。(5,000 ドルと 1,000 ドルを合計した 6,000 ドルではない。)

(**) 係争内容の複雑さや仲裁人が費やした時間に基づいて増減させることができる。

- センターは、WIPO 調停または WIPO 専門家による決定に関して支払われた実施手数料の全部または一部をもって、同一の紛争をめぐる WIPO 仲裁に関してセンターに支払われるべき登録手数料および実施手数料を相殺することができる。
- 仲裁廷の設置に先立ち、センターは、当事者および仲裁人との協議の上、仲裁人の 1 時間あたりまたは 1 日あたりの手数料のレートを確認することとする。その際、センターは、紛争係争額、当事者の数、紛争の複雑さ、および仲裁人に求められた地位や特殊な資格といった要因を考慮に入れることとする。

6 各種手数料表や支払い情報に関する変更は、センターのウェブサイト (www.wipo.int/amc) 上で公表される。

3. 仲裁人は、遂行した作業および仲裁に費やした時間についての詳細かつ正確な記録を保持するよう求められることとする。仲裁の終了後に、その記録の写しは、仲裁人による送り状を付して、当事者およびセンターに対して配布されなければならない。
4. 当事者および仲裁廷との協議の上で、センターは、1時間あたりまたは1日あたりのレートおよびレートの上限に加えて、紛争内容の複雑さ、仲裁人が費やした合計時間、直前に延期または中止になった審問のために確保されていた時間、仲裁廷の尽力、および仲裁手続の迅速さといったその他の要因を考慮して、単独の仲裁人に支払われる最終的な額、または3名構成の仲裁廷における仲裁廷の長である仲裁人と他の仲裁人に支払われるそれぞれの額を決定しなければならない。
5. 手数料の計算においては、米ドル以外の通貨で表示された請求額は、支払い日における公式の国連為替レートに基づいて、米ドル表示に換算されるものとする。
6. 手数料の計算においては、反対請求の額を請求額に加算しなければならない。
7. 簡易仲裁手続に対しては、上記1、3、5、6のみが適用される。
8. 一方または両当事者が、公表されているPCT出願（特許協力条約に基づく出願）の出願人または発明者である場合、ハーグ制度またはマドリッド制度に基づく国際登録の名義人である場合、あるいはWIPO GREENの技術提供者または技術希望者である場合、センターの登録手数料および実施手数料に25%の減額が適用される。

緊急救済手続⁷

(WIPO 仲裁規則第 49 条/WIPO 簡易仲裁規則第 43 条)

(金額はすべて米ドル表示)

実施手数料	緊急仲裁人手数料 (*)
\$2,500	当初予納金：\$10,000 手数料： 1 時間あたり \$300 以上、\$600 以下 但し、手数料は \$20,000 を最高額とする

(*) 指標レート

1. 緊急仲裁人の選任に先立ち、センターは、当事者および緊急仲裁人との協議の上、緊急仲裁人 1 時間あたりの手数料のレートを確定することとする。その際、センターは、紛争係争額、当事者の数、紛争の複雑さ、および緊急仲裁人に求められた地位や特殊な資格といった要因を考慮に入れることとする。
2. 緊急仲裁人は、遂行した作業および緊急仲裁に費やした時間についての詳細かつ正確な記録を保持するよう求められることとする。緊急仲裁の終了後に、その記録の写しは、緊急仲裁人による送り状を付して、当事者およびセンターに対して配布されなければならない。
3. 当事者および緊急仲裁人との協議の上で、センターは、1 時間あたりのレート、レートの上限に加えて、紛争内容の複雑さ、緊急仲裁人が費やした合計時間、緊急仲裁人の尽力、および緊急仲裁手続の迅速さといったその他の要因を考慮して、緊急仲裁人に支払われる最終的な額を決定しなければならない。
4. 例外的な場合を除き、緊急仲裁人の手数料は、上記の指標レートを超えないものとする。
5. 手数料の計算においては、米ドル以外の通貨で表示された請求額は、支払い日における公式の国連為替レートに基づいて、米ドル表示に換算されるものとする。

7 各種手数料表や支払い情報に関する変更は、センターのウェブサイト (www.wipo.int/amc) 上で公表される。

6. 一方または両当事者が、公表されている PCT 出願（特許協力条約に基づく出願）の出願人または発明者である場合、ハーグ制度またはマドリッド制度に基づく国際登録の名義人である場合、あるいは WIPO GREEN の技術提供者または技術希望者である場合、センターの実施手数料に 25% の減額が適用される。

専門家による決定⁸

(金額はすべて米ドル表示)

実施手数料	専門家手数料 (*)	
専門家による決定目的額の0.10%、 但し、実施手数料は \$10,000を最高額とする	1時間あたり \$300以上、 \$600以下	1日あたり \$1,500以上、 \$3,500以下

(*) 指標レート

1. 専門家による決定目的額は、請求されている金額の総額によって決定される。
2. 専門家による決定申立書において金額が示されていない場合や、専門家による決定に委ねられる問題が金銭換算に適さない事柄に関わる場合、後日の精算を前提に、1,000ドルの実施手数料が支払われるものとする。その精算は、センターが当事者および専門家と協議した後に、その裁量により当該状況において適当であると決定した実施手数料を基準として行われるものとする。
3. センターは、WIPO 調停またはWIPO 仲裁に関して支払われた実施手数料の全部または一部をもって、同一の紛争をめぐるWIPO 専門家による決定に関してセンターに支払われるべき実施手数料を相殺することができる。
4. 専門家の選任に先立ち、センターは、当事者および専門家との協議の上、専門家の1時間あたりまたは1日あたりの手数料のレートを確定することとする。その際、センターは、係る一切の金額、専門家による決定に委ねられる問題の複雑さ、関連する分野における専門家の相当レート、およびその他の関連する一切の事情を考慮するものとする。

8 各種手数料表や支払い情報に関する変更は、センターのウェブサイト (www.wipo.int/amc) 上で公表される。

5. 専門家は、遂行した作業および専門家による決定に費やした時間ならびに専門家による決定に関連して発生した費用についての詳細かつ正確な記録を保持するよう求められることとする。専門家による決定の完了または終了後に、その記録の写しは、専門家による送り状を付して、当事者およびセンターに対して配布されなければならない。
6. 当事者および専門家との協議の上で、センターは、1時間あたりまたは1日あたりのレート、レートの上限に加えて、紛争内容の複雑さ、専門家が費やした合計時間、専門家の尽力、および専門家による決定手続の迅速さといったその他の要因を考慮して、専門家に支払われる最終的な額を決定しなければならない。
7. 手数料の計算においては、米ドル以外の通貨で表示された請求額は、支払い日における公式の国連為替レートに基づいて、米ドル表示に換算されるものとする。
8. 一方または両当事者が、公表されている PCT 出願（特許協力条約に基づく出願）の出願人または発明者である場合、ハーグ制度またはマドリッド制度に基づく国際登録の名義人である場合、あるいは WIPO GREEN の技術提供者または技術希望者である場合、センターの実施手数料に 25% の減額が適用される。
9. センターは、WIPO 専門家による決定規則の第 6 条 (a) 項に基づく専門家による決定の申立に關して支払われた実施手数料の全部または一部をもって、同一の紛争をめぐる WIPO 専門家による決定に關してセンターに支払われるべき実施手数料を相殺することができる。WIPO 専門家による決定規則の第 6 条 (b) 項に基づいて選任された外部中立者の手数料の額および通貨ならびにその支払の方法および時期については、外部中立者および当事者との協議の上、センターが定める。

WIPO 推奨紛争処理条項

以下においては、センターによって実施されている以下の諸手続を利用するための推奨契約条項（特定の契約の下で生ずる将来の紛争を付託するための条項）および付託合意（既存の紛争を付託するための合意）を掲げる。（このパンフレット2ページ目の図表で、これらの手続の概要が示されています。）

将来の紛争

調停

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO 調停規則による調停に付託されるものとする。調停地は [場所を記述] とする。また、調停手続において使用される言語は [言語を記述] とする。」

仲裁

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO 仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする。仲裁廷は [単独の仲裁人] [3名の仲裁人] によって構成されるものとする。仲裁地は [場所を記述] とする。仲裁手続において使用される言語は [言語を記述] とする。紛争、論争ないし請求は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする。」

簡易仲裁

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO 簡易仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によ

って最終的に解決されるものとする。仲裁地は〔場所を記述〕とする。仲裁手続において使用される言語は〔言語を記述〕とする。紛争、論争ないし請求は〔管轄を記述〕の法律に従い決定されるものとする。〕

専門家による決定

「本契約および本契約の今後の改訂における〔専門家の決定に付託される問題の範囲を記述〕の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、当事者間のあらゆる紛争または意見の相違は、WIPO 専門家による決定規則による専門家による決定に付託されるものとする。専門家によって下された決定は、当事者を拘束する〔しない〕ものとする。また、専門家による決定手続において使用される言語は〔言語を記述〕とする。〕

〔簡易〕 仲裁併用調停

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO 調停規則による調停に付託されるものとする。調停地は〔場所を記述〕とする。また、調停において使用される言語は〔言語を記述〕とする。

当該紛争、論争ないし請求が調停開始後〔60〕〔90〕日間の調停の結果として解決に至らない場合、かつその限りにおいて、いずれか一方の当事者が仲裁申立書を提出することにより、当該紛争、論争ないし請求はWIPO〔簡易〕仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする。また、上記の〔60〕〔90〕日の期間満了以前であっても、一方当事者が当初より、あるいは途中から調停に参加しない場合、当該紛争、論争ないし請求は、相手方当事者が仲裁申立書を提出することによりWIPO〔簡易〕仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする。〔仲裁廷は〔単独の仲裁人〕〔3名の仲裁人〕によって構成されるものとする。〕
* 仲裁地は〔場所を記述〕とする。仲裁手続において使用される言語は〔言語を記述〕とする。紛争、

論争ないし請求は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする。」 (*WIPO 簡易仲裁規則では、仲裁廷は単独の仲裁人によって構成されるものと定められている。)

裁判併用調停

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求 (契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない) は、WIPO 調停規則による調停に付託されるものとする。調停地は [場所を記述] とする。また、調停手続において使用される言語は [言語を記述] とする。」

当該紛争、論争ないし請求が調停開始後 [60] [90] 日間の調停の結果として解決に至らない場合、かつその限りにおいて、[場所を記述] の裁判所を専属的管轄裁判所とする。また、上記の [60] [90] 日の期間満了以前であっても、一方当事者が当初より、あるいは途中から調停に参加しない場合、[場所を記述] の裁判所を専属的管轄裁判所とする。当該紛争、論争ないし請求は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする。」

既存の紛争

調停

「我々、以下に署名する当事者は、下記の紛争を WIPO 調停規則による調停に付託することに合意する。」

[紛争についての簡潔な記述]

調停地は [場所を記述] とする。また、調停手続において使用される言語は [言語を記述] とする。」

仲裁

「我々、以下に署名する当事者は、下記の紛争を WIPO 仲裁規則による仲裁に付託し、かつその仲裁によって当該紛争を最終的に解決することに合意する。」

[紛争についての簡潔な記述]

仲裁廷は [単独の仲裁人] [3名の仲裁人] によって構成されるものとする。仲裁地は [場所を記述] とする。仲裁手続において使用される言語は [言語を記述] とする。当該紛争は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする。」

簡易仲裁

「我々、以下に署名する当事者は、下記の紛争を WIPO 簡易仲裁規則による仲裁に付託し、かつその仲裁によって当該紛争を最終的に解決することに合意する。

[紛争についての簡潔な記述]

仲裁地は [場所を記述] とする。仲裁手続において使用される言語は [言語を記述] とする。当該紛争は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする。」

専門家による決定

「我々、以下に署名する当事者は、下記の問題を WIPO 専門家による決定規則による専門家による決定に付託することに合意する。

[専門家による決定に委ねられる問題についての簡潔な記述]

専門家によって下された決定は、当事者を拘束する [しない] ものとする。また、専門家による決定手続において使用される言語は [言語を記述] とする。」

[簡易] 仲裁併用調停

「我々、以下に署名する当事者は、下記の紛争を WIPO 調停規則による調停に付託することに合意する。

[紛争についての簡潔な記述]

調停地は [場所を記述] とする。また、調停において使用される言語は [言語を記述] とする。

さらに、我々は、当該紛争が調停開始後 [60] [90] 日間の調停の結果として解決に至らない場合、かつその限りにおいて、いずれか一方の当事者が仲裁申立書を提出することにより、当該紛争が WIPO [簡易] 仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとするに合意する。また、上記の [60] [90] 日の期間満了以前であっても、一方当事者が当初より、あるいは途中から調停に参加しない場合、当該紛争は、相手方当事者が仲裁申立書を提出することにより WIPO [簡易] 仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする。〔仲裁廷は [単独の仲裁人] [3名の仲裁人] によって構成されるものとする。〕 * 仲裁地は [場所を記述] とする。仲裁手続において使用される言語は [言語を記述] とする。仲裁に付託された当該紛争は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする。〕
(*WIPO 簡易仲裁規則では、仲裁廷は単独の仲裁人によって構成されるものと定められている。)

裁判併用調停

「我々、以下に署名する当事者は、下記の紛争を WIPO 調停規則による調停に付託することに合意する。

[紛争についての簡潔な記述]

調停地は [場所を記述] とする。また、調停において使用される言語は [言語を記述] とする。

さらに、我々は、当該紛争が調停開始後 [60] [90] 日間の調停の結果として解決に至らない場合、かつその限りにおいて、[場所を記述] の裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意する。また、上記の [60] [90] 日の期間満了以前であっても、一方当事者が当初より、あるいは途中から調停に参加しない場合、[場所を記述] の裁判所を専属的管轄裁判所とする。当該紛争は [管轄を記述] の法律に従い決定されるものとする。〕

お問い合わせ先

WIPO Arbitration and Mediation Center

WIPO 仲裁調停センター (ジュネーブ)

34, chemin des Colombettes

1211 Geneva 20

Switzerland

T +41 22 338 8247

F +41 22 740 8337

WIPO Japan Office (WJO)

WIPO 日本事務所 (WJO)

〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関1丁目4番2号

大同生命霞ヶ関ビル3階

電話: +81 3 5532 5030

ファックス: +81 3 5532 5031

Website: www.wipo.int/amc

Email: arbiter.mail@wipo.int

WIPO Publication No. 446JP

ISBN 978-92-805-3122-0